

山形県国民健康保険運営方針 (案)

平成29年7月

山　形　県

目 次

第1章 基本事項

1 策定の目的	1
2 策定の根拠	1
3 策定年月日	1
4 対象期間	1

第2章 国保の現状と将来の見通し

1 保険者の状況	2
2 被保険者数及び世帯数の状況	2
3 被保険者の年齢構成	4
4 医療費の動向	5
5 所得の状況	6
6 財政状況	7
7 保険税（料）の動向	7
8 赤字解消・削減の取組	8
9 市町村国保の見通し	8
10 財政安定化基金の運用	9
11 国保事業運営におけるPDCAサイクルの推進	9

第3章 納付金及び保険税（料）の標準的な算定方法について

1 平成30年度からの国保財政	10
2 市町村の保険税（料）の算定方法の現状	13
3 山形県における納付金の算定方法	14
4 山形県における標準的な保険税（料）率の算定方式	15
5 激変緩和措置	15

第4章 市町村における保険税（料）の徴収の適正な実施について

1 現年度分の保険税（料）の収納率の推移	17
2 過年度分の保険税（料）の収納率の推移	17
3 保険税（料）の口座振替率と収納率（現年度分）の状況	18
4 滞納処分の状況	19
5 目標収納率の設定	20
6 収納率向上のための取組	21

第5章 市町村における保険給付の適正な実施について

1 市町村の保険給付の点検の状況	22
2 県による保険給付の点検、調整	23
3 療養費の支給の適正化	23

4 レセプト点検及び第三者行為求償事務の充実強化	23
5 高額療養費の多数回該当	23
 第6章 医療に要する費用の適正化の取組について	
1 医療費の適正化に向けた取組状況	25
2 医療費の適正化に向けた取組	27
 第7章 市町村の国民健康保険事業運営の広域化及び効率化について	
1 情報セキュリティ対策の取組	29
2 保険者事務の共同実施に向けた取組	29
3 医療費適正化・保健事業の共同実施に向けた取組	29
4 収納対策の共同実施に向けた取組	29
 第8章 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携について	
1 保健医療サービスと福祉サービスとの連携	30
2 他計画との整合性	30
 第9章 関係市町村相互間の連絡調整その他県が必要と認める事項	
1 山形県国民健康保険連絡調整会議の運営	31
2 山形県国民健康保険運営協議会の運営	31
 参考資料	
1 市町村国保の被保険者数（全被保険者・年度平均）	33
2 市町村国保の世帯数（全被保険者・年度平均）	34
3 年齢階級別被保険者数（平成27年9月30日現在・全被保険者）	35
4 市町村別1人当たり医療費	36
5 市町村別1人当たり所得	37
6 市町村別1人当たり保険税（料）	38
7 市町村別国民健康保険税（料）収納率（現年度分・全被保険者）	39
8 市町村別国民健康保険税（料）収納率（過年度分・全被保険者）	40
9 市町村別算定方式・賦課割合（医療分・平成27年度）	41
10 市町村別算定方式・賦課割合（後期高齢者支援金分・平成27年度）	42
11 市町村別算定方式・賦課割合（介護分・平成27年度）	43
12 市町村別特定健康診査、特定保健指導の実績値	44

第1章 基本事項

1 策定の目的

市町村が運営する国民健康保険（以下「市町村国保」という。本県においては最上地区広域連合を含む。以下同じ。）は、協会けんぽや共済組合等に比べ加入者の年齢が高いため、比較的所得が低く、1人あたりの医療費が高いという構造的な問題を抱えている。特に、本県の場合、65歳以上の年齢層の割合が全国平均よりも高く、今後の更なる高齢化の進行により一層の医療費の上昇が見込まれるなど、その運営は厳しい状況となっている。

また、被保険者の後期高齢者医療制度への移行や人口減少により、被保険者数が1万人未満の小規模な市町村が増加している。こうした市町村は、財政運営が医療費の短期的な変動に左右され不安定になりやすい傾向にあり、各市町村が定める保険税（料）には、それぞれの財政事情が反映され、1人あたりの保険税（料）が最も高いところと最も低いところでは、約1.6倍の格差が生じている。

このような中、平成27年5月に「持続可能な医療制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、平成30年度から県と市町村が共同で国民健康保険事業の運営にあたることとされた。また、運営に際し、県は財政運営の責任主体として中心的な役割を担い、市町村は、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等の地域におけるきめ細かい事業を引き続き担うこととされた。

こうした状況を踏まえ、県と市町村が国保を共同運営し、財政運営、資格管理、保険給付、保険料率の決定、保険料の賦課・徴収、保健事業その他の保険者の事務を共通認識の下で実施するとともに、市町村の事業の広域化や効率化を推進するため、本県における統一的な国民健康保険の運営方針を定めるものである。

2 策定の根拠

この運営方針は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第82条の2の規定により定めるものである。

3 策定年月日

平成29年〇月〇日

4 対象期間

対象期間は平成30年度から平成35年度までの6年間とし、中間年となる平成32年度に検証を行い、必要に応じて見直しを加えるものとする。

第2章 国保の現状と将来の見通し

1 保険者の状況

本県の市町村数は35であるが、最上地域の2町2村（金山町・真室川町・鮎川村・戸沢村）で広域連合を設立しているため、保険者数は32である。なお、以下の記述にあたっては、「市町村」と「保険者」を区別せず、「市町村」に統一する。

被保険者規模別で見ると、32市町村中26市町村が被保険者数1万人未満の小規模保険者であり、うち11町村は被保険者数が3千人未満となっている。

全国と比較すると、1千人未満や1万人以上の市町村割合が低く、1千人以上1万人未満の市町村割合が高い（山形県：81.3%、全国：52.8%）。

表1：被保険者規模別保険者数（平成27年度）

規模	1千人未満	1千人以上 2千人未満	2千人以上 3千人未満	3千人以上 4千人未満	4千人以上 5千人未満	5千人以上 1万人未満	1万人以上	合計
山形県 (構成比%)	0 0.0%	6 18.8%	5 15.6%	4 12.5%	2 6.3%	9 28.1%	6 18.8%	32
全国 (構成比%)	137 8.0%	179 10.4%	155 9.0%	128 7.5%	97 5.7%	347 20.2%	673 39.2%	1,716

※山形県は「平成27年度国民健康保険事業年報」（山形県）における年度平均全被保険者数による。

※全国は「国民健康保険実態調査報告」（厚生労働省・平成27年9月30日現在・全被保険者）による。

2 被保険者数及び世帯数の状況

(1) 県の状況

平成27年度の県内の国保の被保険者数は264,672人、世帯数は153,556世帯となっており、その数は年々減少している。

表2：市町村国保被保険者数、世帯数の推移（全被保険者・世帯数・年度平均）

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
被保険者数(人) (対前年度伸び率%)	320,025	319,782 -0.08%	310,806 -2.8%	304,450 -2.0%	295,516 -2.9%	287,044 -2.9%	276,455 -3.7%	264,672 -4.3%
世帯数(世帯) (対前年度伸び率%)	173,763	171,041 -1.57%	168,103 -1.7%	166,522 -0.9%	163,871 -1.6%	161,333 -1.5%	157,661 -2.3%	153,556 -2.6%

※資料：国民健康保険事業年報（山形県）

図1：被保険者数及び世帯数の推移（山形県）

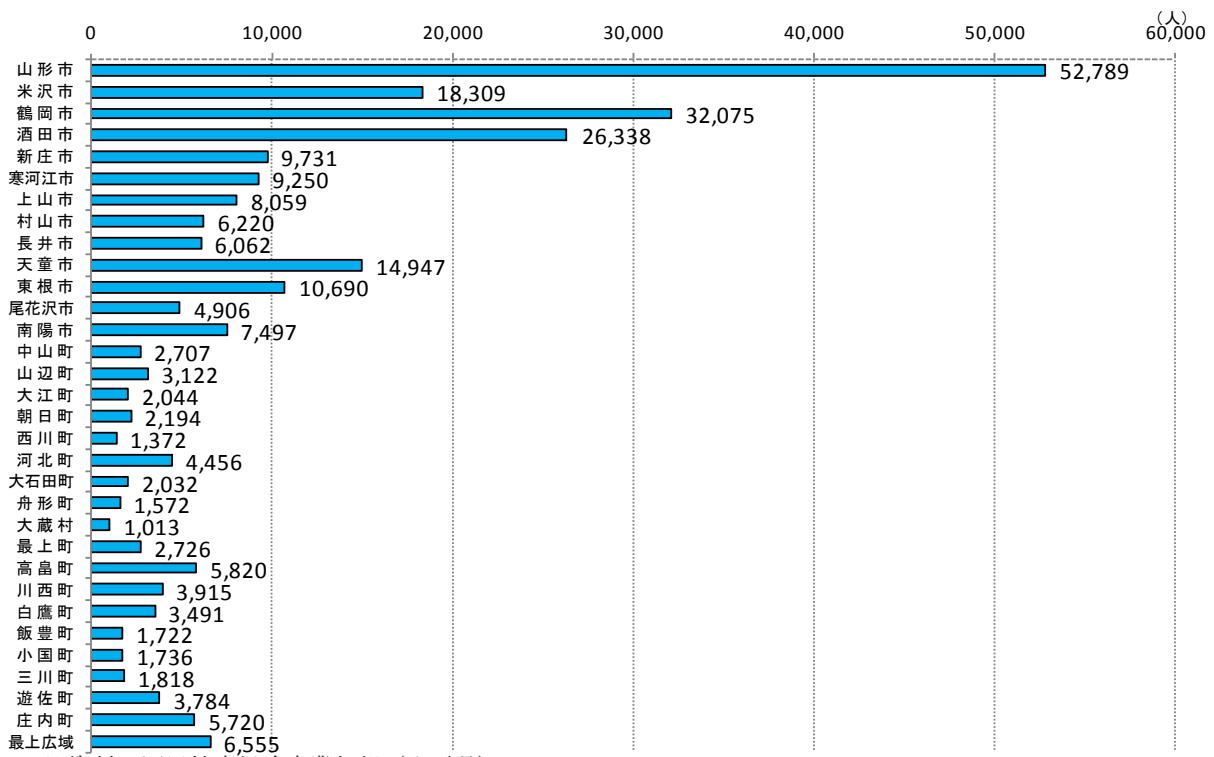


※資料：国民健康保険事業年報（山形県）

(2) 市町村の状況

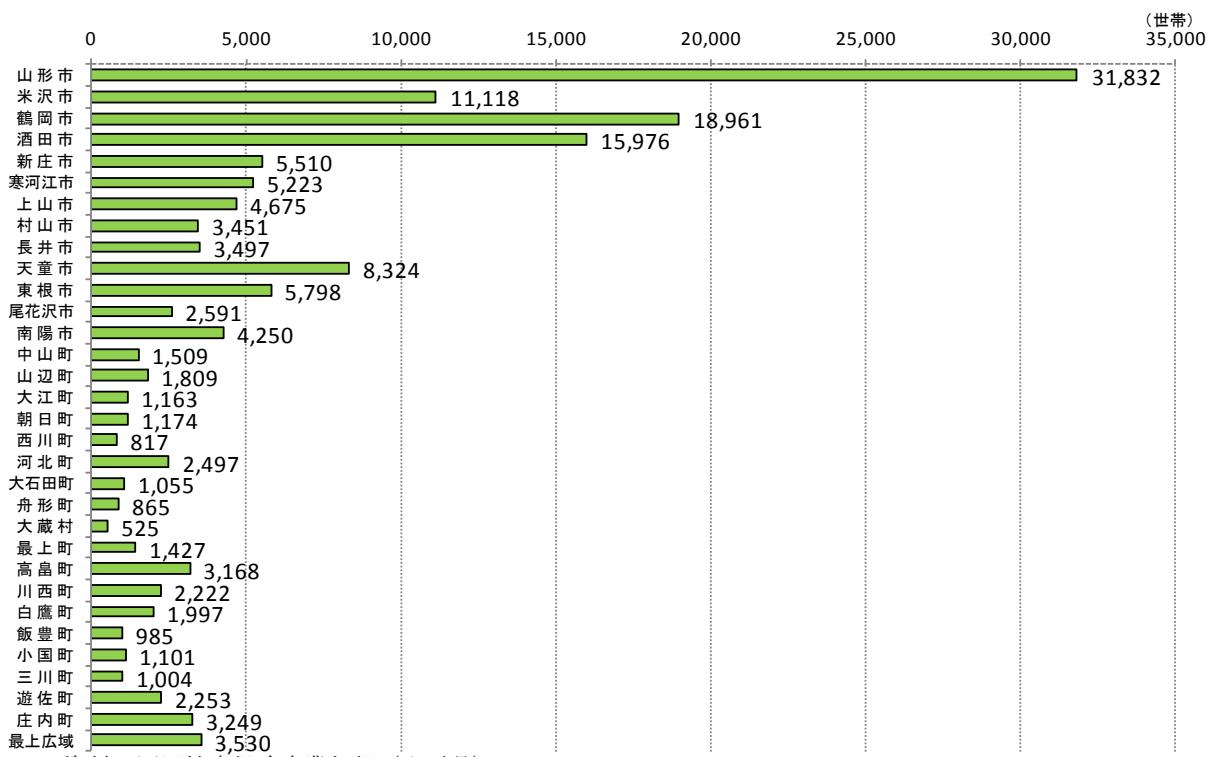
市町村ごとに被保険者数を見ると、最大の山形市が 52,789 人で、最小の大蔵村が 1,013 人と、大きな開きがある。世帯数では、最大の山形市が 31,832 世帯で、最小は大蔵村の 525 世帯となっている。

図 2 : 市町村別被保険者数（平成 27 年度平均）



※資料：国民健康保険事業年報（山形県）

図 3 : 市町村別世帯数（平成 27 年度平均）



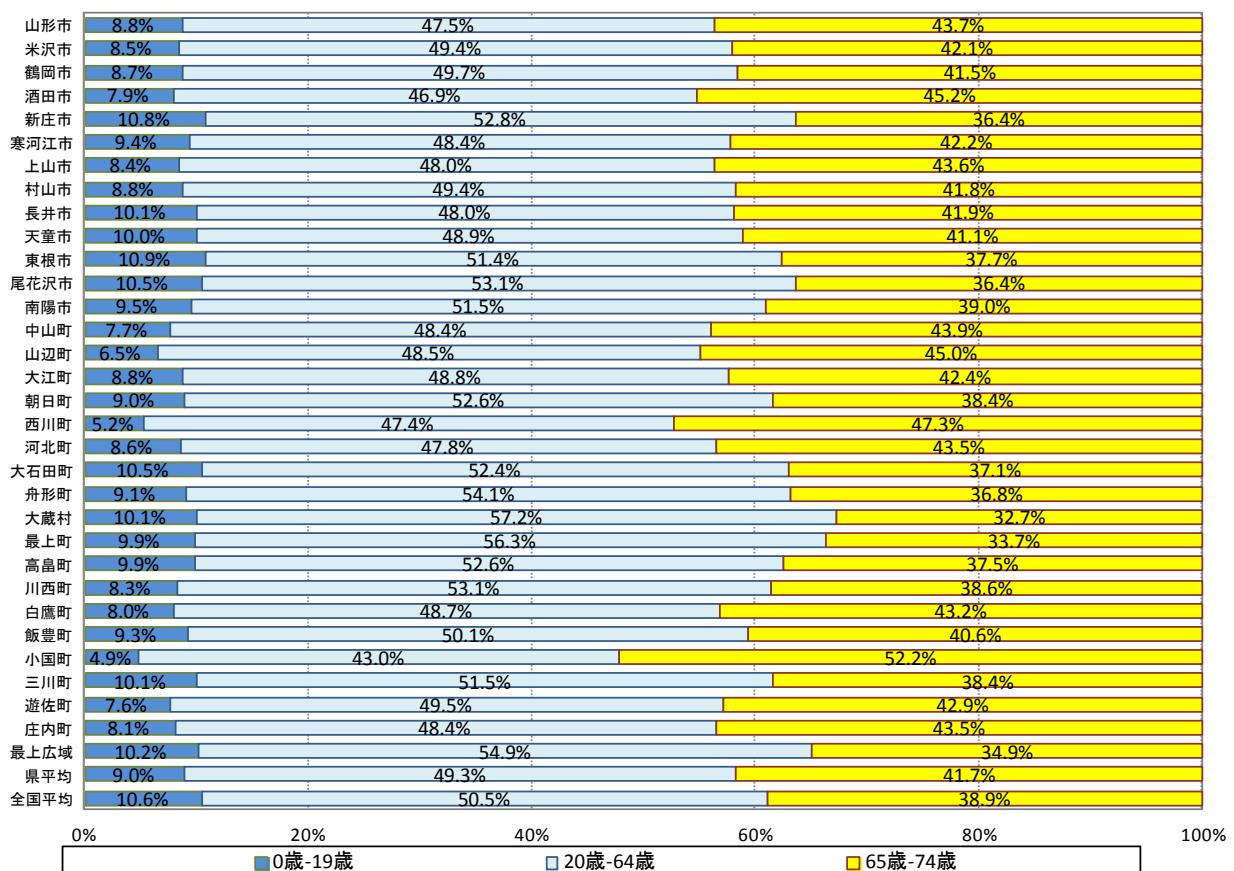
※資料：国民健康保険事業年報（山形県）

3 被保険者の年齢構成

本県の被保険者のうち高齢者（65歳～74歳）が占める割合は、県平均で41.7%となってい
る。全国の38.9%と比べ2.8ポイント高く、高齢化が進んでいる。

市町村ごとに見ると、高齢者が占める割合が一番高いのは小国町の52.2%で、次いで西川町
47.3%、酒田市45.2%。高齢者が占める割合が一番低いのは大蔵村の32.7%で、次いで最上
町が33.7%となっており、一番高い小国町と一番低い大蔵村とでは、19.5ポイントの差があ
る。

図4：市町村別被保険者年齢割合（平成27年度）



資料：「国民健康保険実態調査報告」（厚生労働省・平成27年9月30日現在・全被保険者）

4 医療費の動向

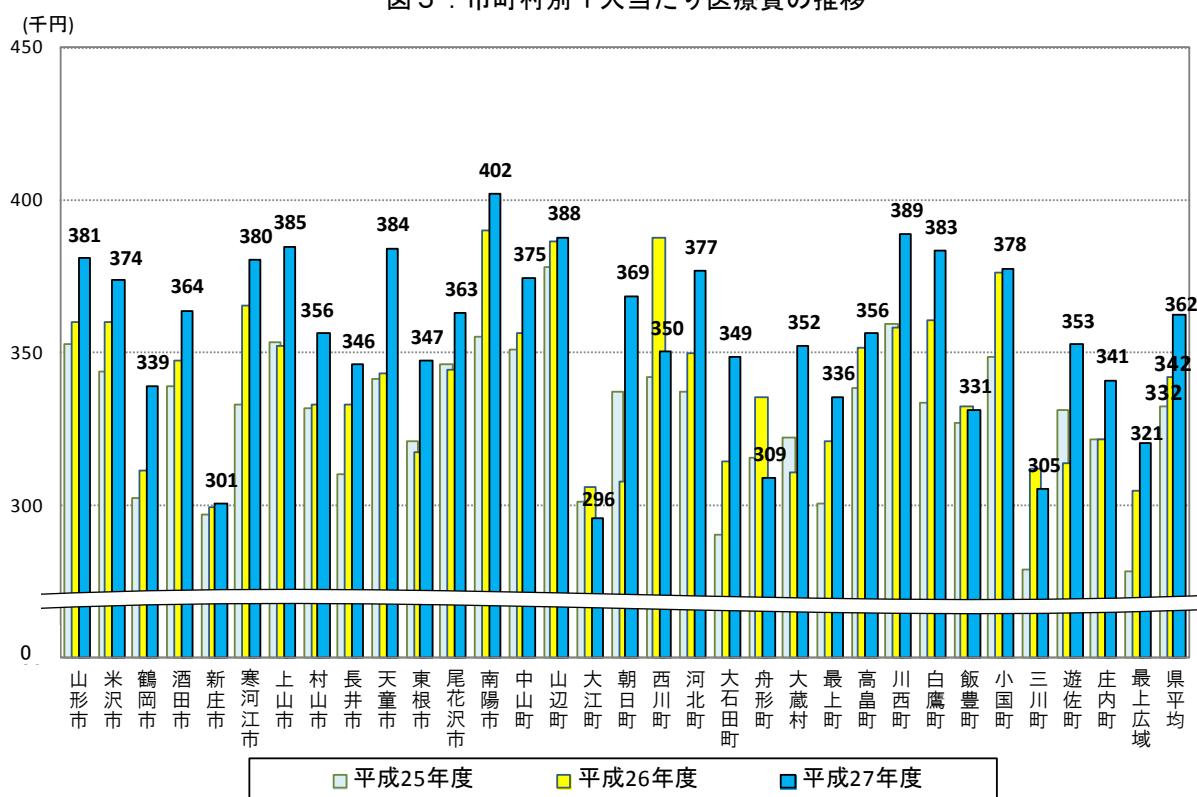
平成 27 年度の被保険者「1 人当たり医療費」の県平均は 362,260 円で、前年の 341,954 円と比べ 20,306 円、5.94% の伸びとなるなど、年々増加している。増加の要因としては、医療の高度化や被保険者の高齢化が考えられ、今後もこの傾向は続くと予想される。

市町村ごとに見ると、一番高いのは南陽市の 401,987 円で、次いで川西町 388,894 円。一番低いのは、大江町の 295,732 円で、次いで新庄市の 300,531 円となっており、一番高い南陽市と一番低い大江町とでは、106,255 円の差がある。

①なお、県全体の医療費を平成 26 年度の地域差指数で全国と比較すると、県の指数は 0.983、全国 31 位と、全国平均よりも低くなっている。

※一人当たり医療費とは、被保険者数で医療費（診療費+調剤費+入院時食事（生活）療養費+訪問看護費+療養費（コルセット料、柔道整復に要した費用等）+移送費）を割ったもの

図 5：市町村別 1 人当たり医療費の推移



資料：「国民健康保険事業年報」（山形県）

表 3：本県における医療費の地域差指数（平成 26 年度）

	1 人当たり実績医療費(千円)										地域差指数(年齢補正後)							
	計		うち入院		うち入院外+調剤		うち歯科		計		うち入院		うち入院外+調剤		うち歯科			
	全国比	順位	全国比	順位	全国比	順位	全国比	順位	全国比	順位	全国比	順位	全国比	順位	全国比	順位	全国比	順位
	327	1.000	—	126	1.000	—	177	1.000	—	24	1.000	—	1.000	—	1.000	—	1.000	—
全国計	327	1.000	—	126	1.000	—	177	1.000	—	24	1.000	—	1.000	—	1.000	—	1.000	—
山形県	338	1.032	24	133	1.052	23	182	1.029	24	23	0.954	27	0.983	31	0.998	28	0.981	31

資料：「医療費の地域差分析」（厚生労働省）

※地域差指数 … 医療費は高齢者の割合に大きく左右されるため、地域間の格差にばらつきが生じている。そのため、医療費の地域差を表す指標として、1人当たり医療費について、人口の年齢構成の相違分を補正し、全国平均を 1 として指数化している。

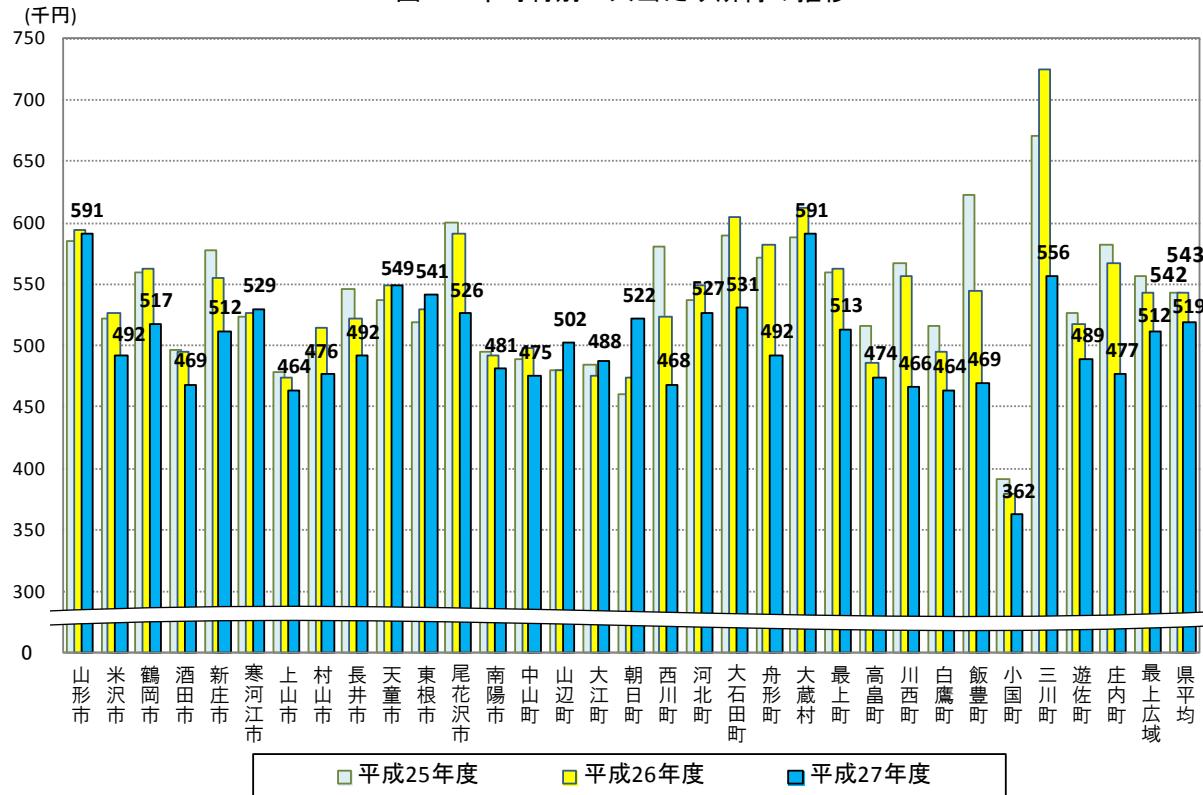
5 所得の状況

平成 27 年度の被保険者の「1 人当たりの所得」の県平均は 518,688 円で、前年の 542,731 円と比べ 24,043 円、4.43% の減少となっている。

市町村ごとに見ると、一番高いのは大蔵村の 590,781 円で、次いで山形市の 590,676 円。一番低いのは、小国町の 362,168 円で、次いで上山市の 463,743 円となっており、一番高い大蔵村と一番低い小国町とでは、228,613 円もの差がある。

これは、年金収入が中心の、高齢な被保険者の割合の差による影響が大きい。

図 6：市町村別 1 人当たり所得の推移



資料：「国民健康保険実態調査報告」（厚生労働省）

6 財政状況

県内市町村の国保事業の歳入から歳出を差し引いた収支差引額は、毎年度、全市町村が黒字となっているものの、収支差引額から、前年度繰越金、市町村が国保事業の財政調整のため設置する基金からの繰入金、決算補てん等目的の一般会計繰入金を控除した単年度経常収支は6割前後の市町村が赤字となっており、運営は厳しい状況にある。

表4：単年度経常収支が赤字の市町村数等の推移

年度	単年度経常収支が赤字の市町村数	構成率	単年度経常収支の県計
H25	19	59.4%	△ 83,720,901 円
H26	21	65.6%	△ 559,723,446 円
H27	22	68.8%	△ 1,545,537,846 円

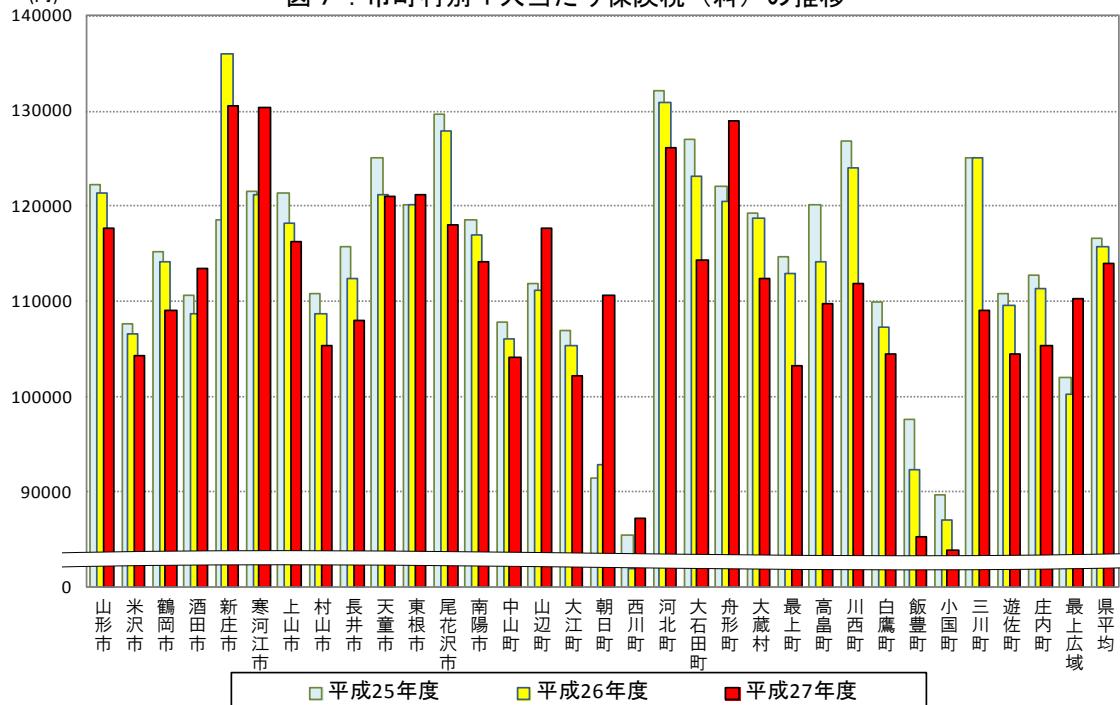
資料：「国民健康保険事業年報」（山形県）

7 保険税（料）の動向

平成27年度の「1人当たり保険税（料）」の県平均は113,910円で、前年の115,743円と比べ1,833円、1.58%の減少となるなど、年々減少している。

保険税（料）は、被保険者数や所得水準、市町村独自の施策等の影響により、市町村ごとにばらつきがあり、最も高いところと最も低いところでは、約1.6倍の差が生じている。

図7：市町村別1人当たり保険税（料）の推移



資料：「国民健康保険事業年報」（山形県）

8 赤字解消・削減の取組

- (1) 市町村が解消・削減すべき赤字は、決算補填等目的の法定外繰入（保険税（料）収納不足による法定外繰入を含む）と繰上充用金とする。
- (2) 赤字の市町村は、医療費の動向、保険税（料）率、保険税収納率等の要因分析を行い、赤字解消・削減の取組や目標年次を設定する等、赤字解消計画を策定し、県に報告することとする。
- (3) 県は赤字の市町村に対し、赤字解消計画の達成状況に応じ、必要な助言若しくは勧告を行うものとする。

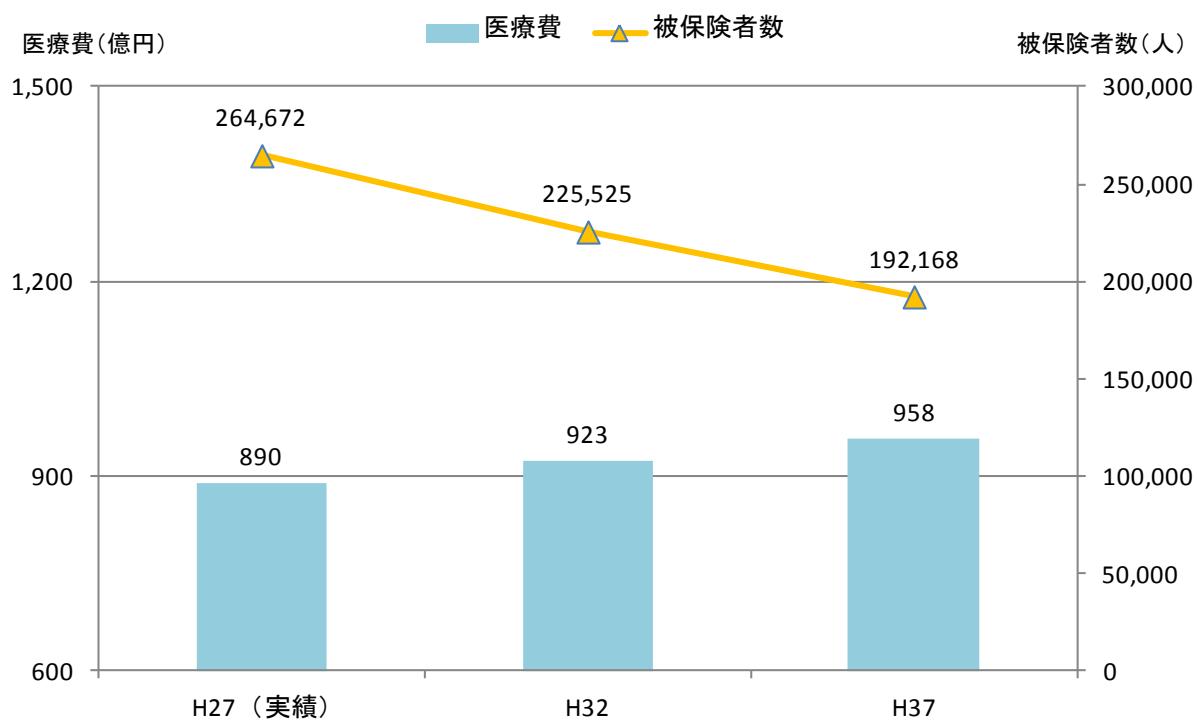
9 市町村国保の見通し

市町村の被保険者数及び医療費の推移を見ると、被保険者数は減少が続く一方、被保険者の高齢化や医療の高度化に伴う、1人当たり医療費の増加により、医療費は増加傾向にある。

こうした傾向は今後も続くことが想定され、市町村国保の運営は更に厳しいものになることが見込まれる。

そのため、平成30年度からの国保運営については、県が財政運営の責任主体として中心的な役割を担う体制が構築されるとともに、全国総額で毎年3,400億円の国からの追加財政支援が実施されることになっている。

図8：被保険者と医療費の見通し



※被保険者数及び医療費の推計は、それぞれ平成27年度実績（「国民健康保険事業年報」（山形県））に、過去5年間の平均伸び率（被保険者数：-3.2%、医療費：+0.7%）を乗じて算出。

10 財政安定化基金の運用

国民健康保険事業の財政の安定化のため、給付増や保険料収入の不足により財源不足となつた際に法定外の一般会計繰入を行う必要がないよう、県は財政安定化基金を設置し、県及び市町村に対し貸付又は交付を行う。

(1) 財政安定化基金の貸付

① 県に対する貸付

保険給付費の増大により財源不足になった場合、県は財政安定化基金を取り崩し、県国保特別会計に必要な額を貸し付ける。貸付額の償還は、翌々年度に市町村から徴収する納付金に償還額を加算のうえ、実施する。

② 市町村に対する貸付

保険税（料）収納額の低下により市町村が財源不足になった場合、県は市町村の申請により基金を取り崩し、必要な額を貸し付ける。貸付額は原則3年間での償還とし、貸付年度の翌々年度からの国保事業費納付金に上乗せする。

(2) 財政安定化基金の交付

多数の被保険者の生活に著しい影響を与える「特別な事情」（例：多数の被保険者の生活に影響を与える災害（台風、洪水、噴火等）、地域企業の破綻や主要産物の価格が大幅に下落するなどの地域の産業に大きな影響を与える事情が生じた場合等）の発生により、市町村の国保税（料）の収納額が大きく低下するような場合に、県は財政安定化基金を取り崩し、市町村に必要な額を交付する。なお、「特別な事情」の具体的な判断は、県と市町村の協議により行うこととする。

交付額は収納不足額の2分の1以内とし、交付額の補填は国・県・市町村がそれぞれ3分の1ずつとする。そのうち市町村補填分については、基本的には当該交付を受けた市町村が補填するものとする。ただし、「特別な事情」により、これによりがたいと判断される場合には、県と市町村との協議により、当該市町村以外の市町村にも適切な按分を行うことができるここととする。

11 国保事業運営におけるPDCAサイクルの推進

山形県国民健康保険運営方針に基づき国民健康保険事業を実施するにあたり、安定的な財政運営や市町村が担う事業の広域的・効率的な運営に向けた取組を継続的に改善するためにも、事業の実施状況を定期的に把握・分析し、評価を行うことで検証することが必要である。

このため、県は市町村の国民健康保険事業の実施状況に対する指導・助言において、事業の継続的な改善に向けたPDCAサイクル推進への取組についても指導・助言を行うこことする。

第3章 納付金及び保険税（料）の標準的な算定方法について

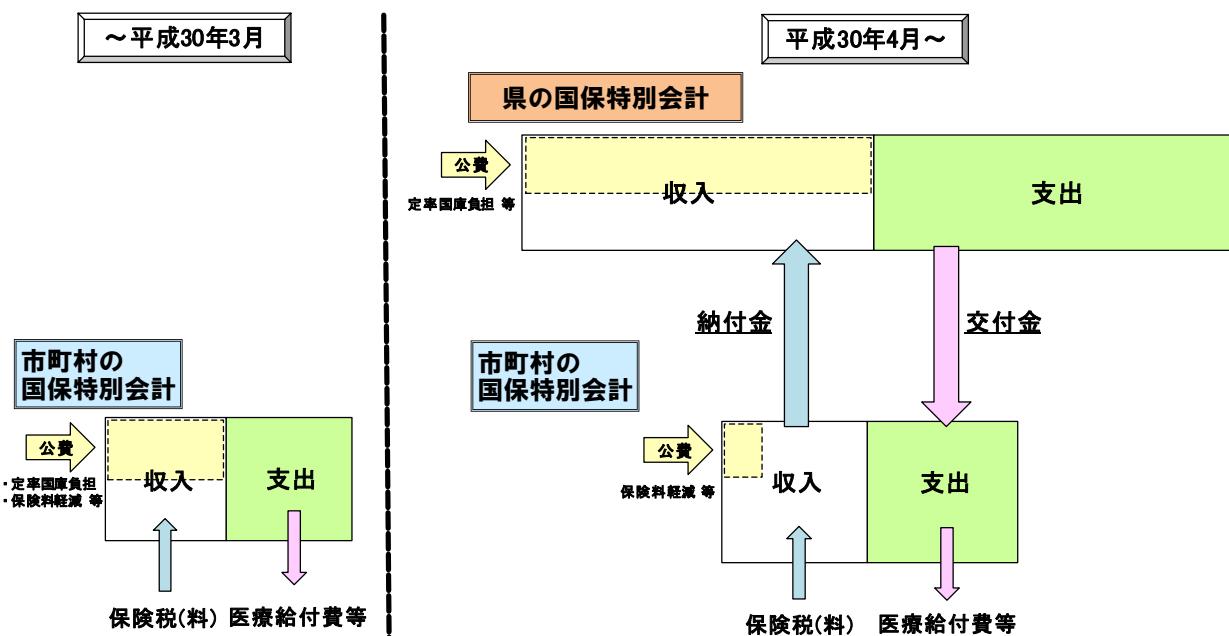
1 平成30年度からの国保財政

(1) 納付金制度

現在、市町村は国保の財政運営を行うにあたり、自市町村の国保に係る医療費等を推計し、それから国や県から交付される公費等による収入を差し引いた額を基に、保険税（料）率を決定している。市町村はその保険税（料）と公費等を財源として、医療給付費等を被保険者や医療機関等に支出している。

平成30年度からは、県が推計する県全体の医療費等を、市町村が被保険者の所得水準及び被保険者数等に応じて負担する「納付金制度」となり、県は市町村からの納付金と国からの公費等を財源に、市町村が医療機関等に支払う医療給付費等の全額を市町村に対し交付金として支出する。

図9：国保財政の仕組み



(2) 納付金の算定の基本的考え方

市町村ごとの納付金の算定は、被保険者の所得と人数・世帯数に基づき按分した上で、「所得水準」と「年齢構成の差異を調整した医療費水準」に応じて次の算式により決定する。

$$\begin{aligned} & \text{山形県の納付金総額} (= \text{山形県の医療給付費見込等総額} - \text{国庫補助金等の公費}) \\ & \times \{ \beta \times (\text{所得 (応能) のシェア}) + (\text{人数} \cdot \text{世帯 (応益) のシェア}) \} / (1 + \beta) \\ & \times \{ 1 + \alpha \times (\text{年齢調整後の医療費指数} - 1) \} \\ & \times \gamma \\ & = \text{各市町村の納付金の額} \end{aligned}$$

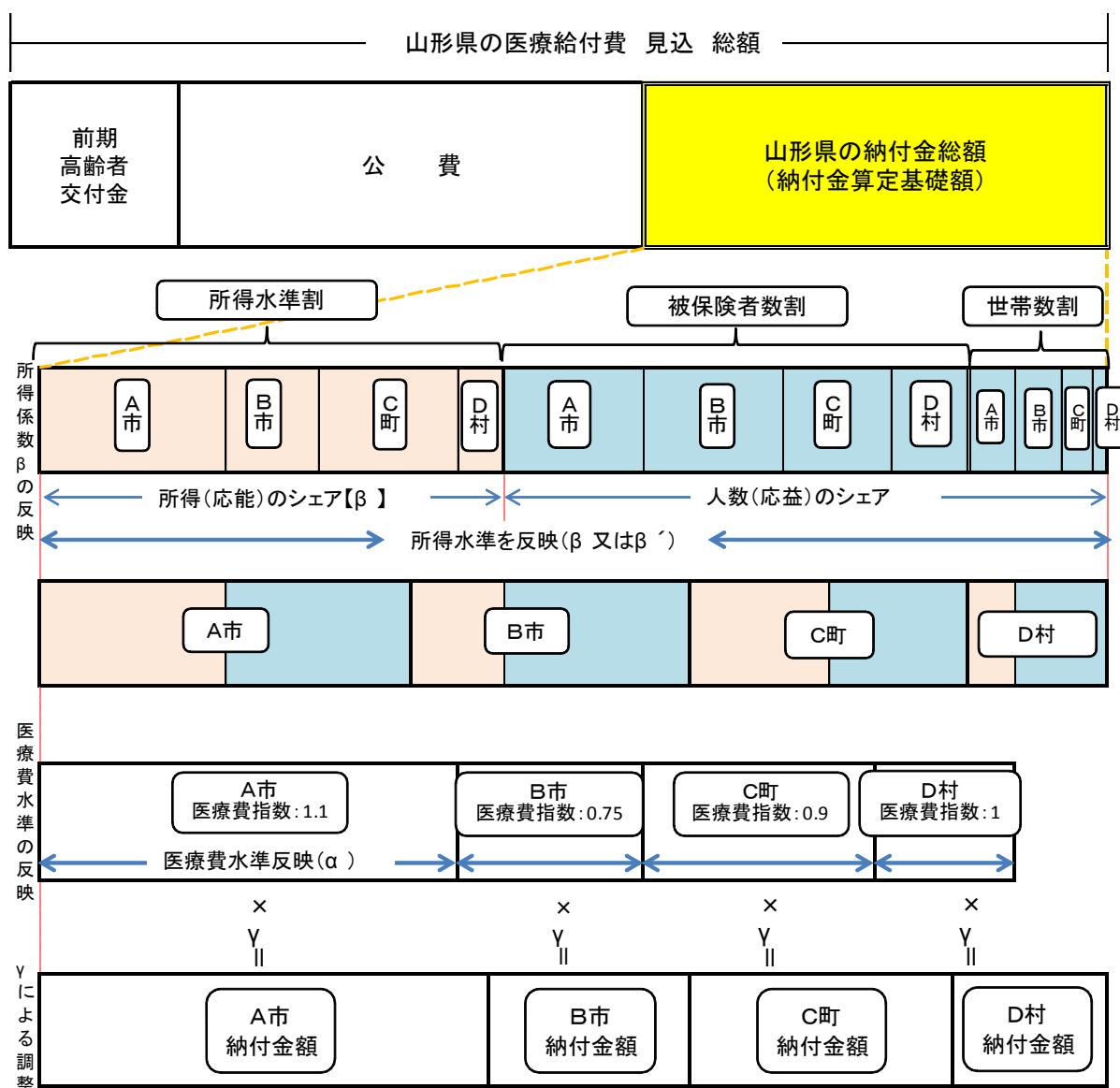
※所得（応能）のシェアとは各市町村の所得が県に占める割合で、人数・世帯（応益）のシェアとは、各市町村の人数・世帯が県に占める割合。

※医療費指数反映係数 α は、医療費指数（全国平均の医療費を 1 とした場合の、当該市町村の医療費水準を表すもの）をどの程度反映させるかを調整する係数 ($0 \leq \alpha \leq 1$) で、 $\alpha = 1$ の時、医療費指数を納付金に全て反映させ、医療費指数が低い市町村の負担は低く、高い市町村の負担は高くなる。

※所得係数 β は、所得（応能）のシェアと人数（応益）のシェアの割合を調整する係数で、全国平均と比較した県の被保険者 1 人あたりの所得額で設定され ($\beta = (\text{県内の所得総額} / \text{被保険者総数}) / \text{全国平均の1人当たり所得}$)、所得水準が全国平均と等しい都道府県においては $\beta = 1$ となり、応能 : 応益 = 50 : 50 となる。なお、これによらず β' を定め、応能と応益の割合を調整することも可能とされている。

※納付金基礎額調整係数 γ は、各市町村の納付金算定において α を用いて調整した基礎額の総額を、県全体の納付金総額に合わせるための調整係数。

図 10：納付金（医療分）算定のイメージ



(3) 県による標準保険税（料）率の公表

現在、市町村ごとに決められている国民健康保険の保険税（料）は、被保険者数や所得水準、市町村独自の施策等の様々な要因が関与するため、他の市町村の保険税（料）と単純に比較をすることは困難である。

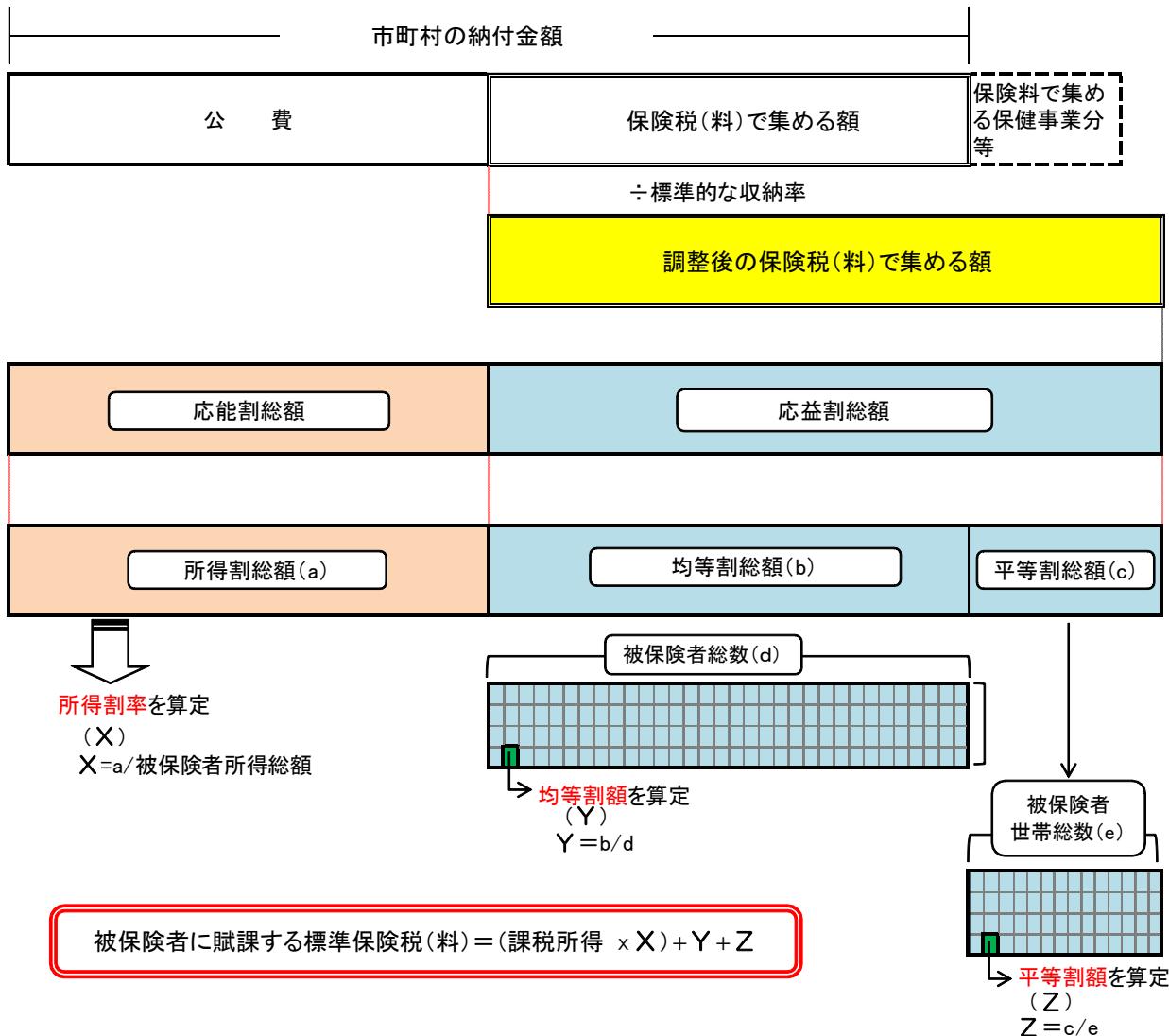
このため、平成 30 年度からは、県内市町村間の保険税（料）率の比較が可能な市町村ごとの市町村標準保険税（料）率を県が算定・公表する。また、全国統一の基準により算定し、都道府県間の比較が可能な都道府県標準保険料率も公表する。

なお、市町村標準保険税（料）率は他市町村との比較を可能とするための値であり、各市町村が被保険者に実際に賦課する保険税（料）率とは、必ずしも一致しない。

(4) 市町村標準保険税（料）率の算定の考え方

市町村標準保険税（料）率の算定は、統一的な算定方式により行う。

図 11：市町村標準保険税（料）率算定のイメージ



2 市町村の保険税（料）の算定方法の現状

(1) 保険税と保険料

市町村は国民健康保険事業に要する費用に充てるため、被保険者が属する世帯の世帯主から保険料を徴収することになっているが、地方税法に基づく国民健康保険税として徴収することも可能とされている。

県内では最上地区広域連合を除く 31 市町村が保険税として徴収し、最上地区広域連合は、広域連合が直接賦課、徴収する方法を探るため、保険料として徴収している。

(2) 保険税（料）の算定方式

国民健康保険税（料）は、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分（40 歳以上 65 歳未満）の 3 つの合計額からなる。それぞれについて各市町村が推計した所要額を、被保険者の収入や資産に応じて計算される応能割（所得割・資産割）、被保険者の人数や世帯に対して一律に計算される応益割（均等割・平等割）を用いて按分し、算出している。

算定方式については、2 方式（所得割、均等割）、3 方式（所得割、均等割、平等割）、4 方式（所得割、資産割、均等割、平等割）の 3 種類があり、県内のほとんどの市町村は 4 方式を探っている。

- ※ 所得割 … 世帯の国保被保険者の所得に応じて算定（所得 × 所得割率）
資産割 … 世帯の国保被保険者の資産に応じて算定（固定資産税額 × 資産割率）
均等割 … 国保被保険者一人当たりいくらとして算定（加入者数 × 均等割額）
世帯平等割 … 一世帯当たりいくらとして算定

表 5：県内における算定方式ごとの市町村数（平成 27 年度）

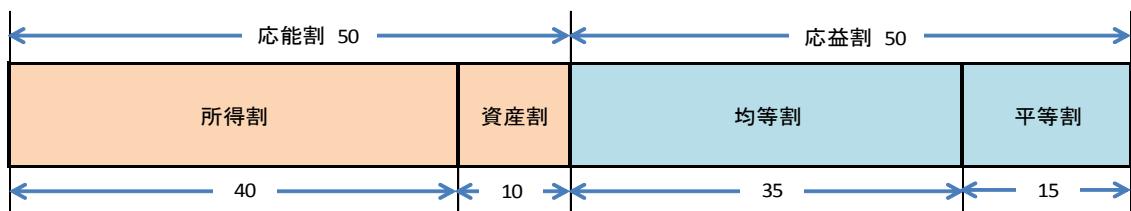
	2 方式	3 方式	4 方式
医療分	0	1	31
後期高齢者支援金分	1	1	30
介護納付金分	2	0	30

※資料：国民健康保険事業年報（山形県）

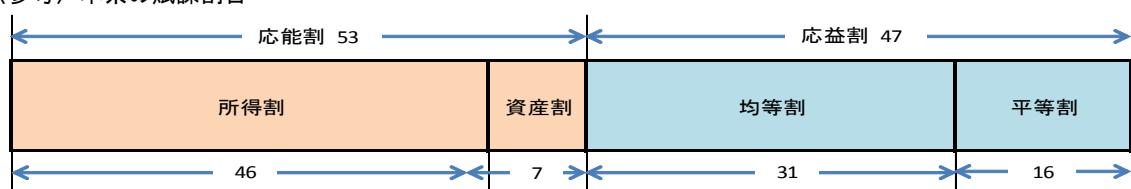
(3) 保険税（料）の応能・応益割合

国民健康保険法施行令（以下「政令」という。）に定める応能割と応益割との割合は 50 : 50 が標準とされているものの、県内市町村における医療分の賦課割合の平均は 53 : 47 と、応能割の賦課割合が高くなっている。また、応能割の内訳の所得割と資産割、応益割の内訳の均等割と平等割の割合は、政令に定める標準割合がそれぞれ 40 : 10、35 : 15 となっているが、県内市町村における医療分の賦課割合の平均は 46 : 7、31 : 16 となっている。

図 12：政令で定める標準割合



（参考）本県の賦課割合



(4) 賦課限度額

賦課限度額は、政令の定める基準以下で各市町村の条例で定めることとされており、県内全市町村が政令の基準と同額としている。

3 山形県における納付金の算定方法

市町村ごとの納付金の算定方法を以下の通り定める。

(1) 納付金の算定方式

3 方式（所得水準割・被保険者数割・世帯数割）によるものとする。

(2) 医療費指数反映係数（ α ）の設定

国の指針では、年齢調整後の医療費指数を納付金に全て反映（ $\alpha = 1$ ）させることが原則とされているが、保険税（料）の激変緩和等の観点から医療費指数反映係数（ α ）を調整することも可能とされている。

当分の間 $\alpha = 1$ を用いることとし、必要に応じて市町村との協議において適切な α の値を決定する。

(3) 応能シェアと応益シェアの割合の設定

国の指針では、全国平均と比較した県の被保険者1人あたりの所得額に応じた所得水準の係数（ β ）で按分することが原則とされているが、激変緩和の観点から β 以外の係数 β' を設定することが可能とされている。

当分の間 β' を用いることとし、必要に応じて市町村との協議において適切な β' の値を決定する。

(4) 応益シェアにおける被保険者数割と世帯数割の設定

納付金の算定に用いる、応益のシェアにおける被保険者数割と世帯数割の割合は、保険税（料）算定に係る政令の標準的な賦課割合である35：15とする。

(5) 納付金（医療分）の対象とする経費の範囲

納付金（医療分）の対象とする経費は、療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費、高額介護合算療養費、審査支払手数料とする。

※ 出産育児一時金、葬祭費、保健事業等は納付金に含めない。

(6) 高額医療費の共同負担

小規模な市町村において著しく高額な医療費が発生した場合、医療費指数の急激な上昇により、納付金が高額になる懸念がある。このため、高額部分（レセプト1件あたり80万円超）を各市町村の共同負担とし、納付金に大きな影響が出ないよう調整する。

(7) 賦課限度額の設定

納付金の算定で用いる、市町村国保税（料）の賦課限度額は、政令基準による額とする。

4 山形県における標準的な保険税（料）率の算定方式

県は市町村ごとの市町村標準保険税（料）率を算定するにあたり、算定方法を以下の通り定める。

(1) 標準保険税（料）率の算定方式

県が示す市町村標準保険税（料）率を算定する際に用いる方式は、3方式（所得割、均等割、平等割）とする。（P12、図11を参照）

なお、実際の保険税（料）の算定方式は、地域の実情に応じて市町村が定めるものであるが、現在、4方式を探る市町村においては、本運営方針対象期間内に3方式への移行を目指すこととする。

(2) 応能割と応益割の割合の設定

標準保険税（料）率の算定に必要な、納付金の算定に用いる係数については、当分の間、全国平均と比較した県の被保険者1人あたりの所得額に応じた所得水準の係数（ β ）を用いることとし、必要に応じて市町村との協議において適切な値（ β' ）を決定する。

(3) 応益割における均等割と平等割の設定

標準保険税（料）率の算定に用いる、応益割における均等割と平等割の割合は、政令の標準的な賦課割合である35：15とする。

(4) 標準的な収納率の設定

標準保険税（料）率の算定に用いる収納率は、算定年度の前々年度における下記の被保険者数の規模ごとの全国市町村平均収納率とする。

被保険者数の規模		
	3千人	未満
3千人	以上	6千人
6千人	以上	1万人
1万人	以上	2万人
2万人	以上	3万人
3万人	以上	4万人
4万人	以上	5万人
5万人	以上	

※全国市町村平均収納率

$$= \frac{\text{全国市町村の保険税（料）収入総額}}{\text{全国市町村の保険税（料）調定総額}}$$

5 激変緩和措置

納付金制度により、一部の市町村においては、被保険者の保険税（料）負担が上昇する可能性がある。そのため、平成30年度から35年度までの6年間、前々年度の「1人あたり納付金額」と比べた増加率（医療費の自然増分を除く）が②一定の率を超える場合には、以下の激変緩和措置を講じることとする。

(1) 納付金算定方法による激変緩和

医療費水準反映係数 α と所得係数 β の調整により、激変緩和を行う。

(2) 県繰入金（2号分）による激変緩和

(1)による激変緩和は、個別の市町村の激変緩和措置を行えないため、医療給付費に対して定率で市町村に配分される県繰入金（2号分）の一部を、激変緩和対象市町村に交付することで、市町村の状況に応じたきめ細かな対応を行う。

※ 県繰入金は、国民健康保険法において、医療給付費の9%に相当する額を市町村に交付すると定められており、県条例に基づき、1号・2号交付金として交付される。うち1号交付金は医療給付費に応じて配分され、2号交付金は、激変緩和のほか地域の特殊な事情に応じた様々な調整に活用される。なお、1号・2号の配分割合は、山形県国民健康保険調整交付金公布条例で2:1と定められている。

(3) 財政安定化基金の活用による激変緩和

(2)による激変緩和は限られた財源で行うため、激変緩和対象市町村に県繰入金（2号分）を交付した結果、他の分野で必要な県繰入金の財源が不足する場合がある。

このため、納付金制度施行当初においては、財政安定化基金を活用し、県繰入金を補填することにより、県繰入金の財源に大きな影響がでないよう調整する。

なお、基金残高の不足により上記の調整に支障をきたす場合、県は国保特別会計の決算剰余金から、必要な額を財政安定化基金に積み立てができるものとする。

第4章 市町村における保険税（料）の徴収の適正な実施について

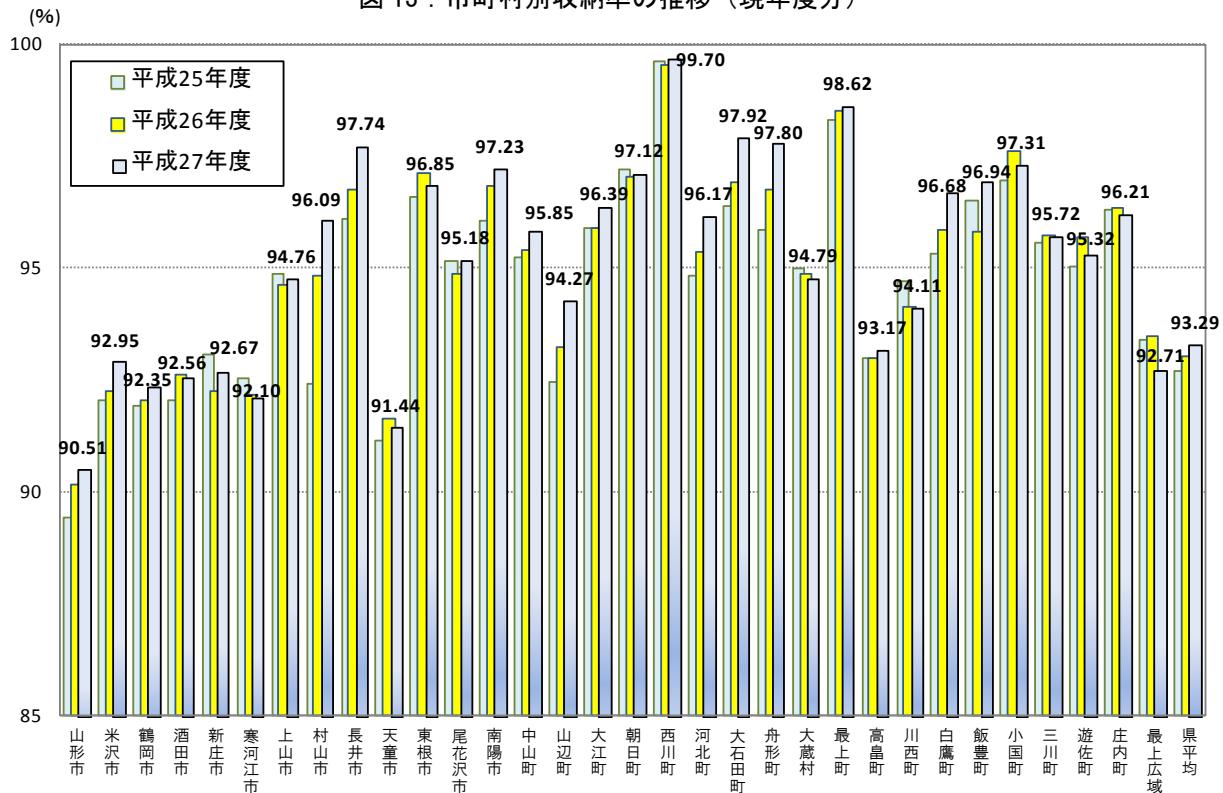
1 現年度分の保険税（料）の収納率の推移

平成27年度の現年度の保険税（料）の収納率の県平均は93.29%、全国13位で、全国平均91.45%に比べ1.84ポイント高い。前年度の収納率93.05%と比べると0.24ポイントの伸びとなつておらず、平成22年度から6年連続で上昇している。

県内市町村ごとにみると、一番高いのは西川町の99.70%で、次いで最上町の98.62%。一番低いのは山形市の90.51%で、次いで天童市の91.44%となっており、被保険者数が多い市町村ほど収納率が低くなる傾向にある。

前年度に比べ収納率が上昇したのは22市町村、低下したのは10市町村となっている。

図13：市町村別収納率の推移（現年度分）



資料：「国民健康保険事業年報」（山形県）

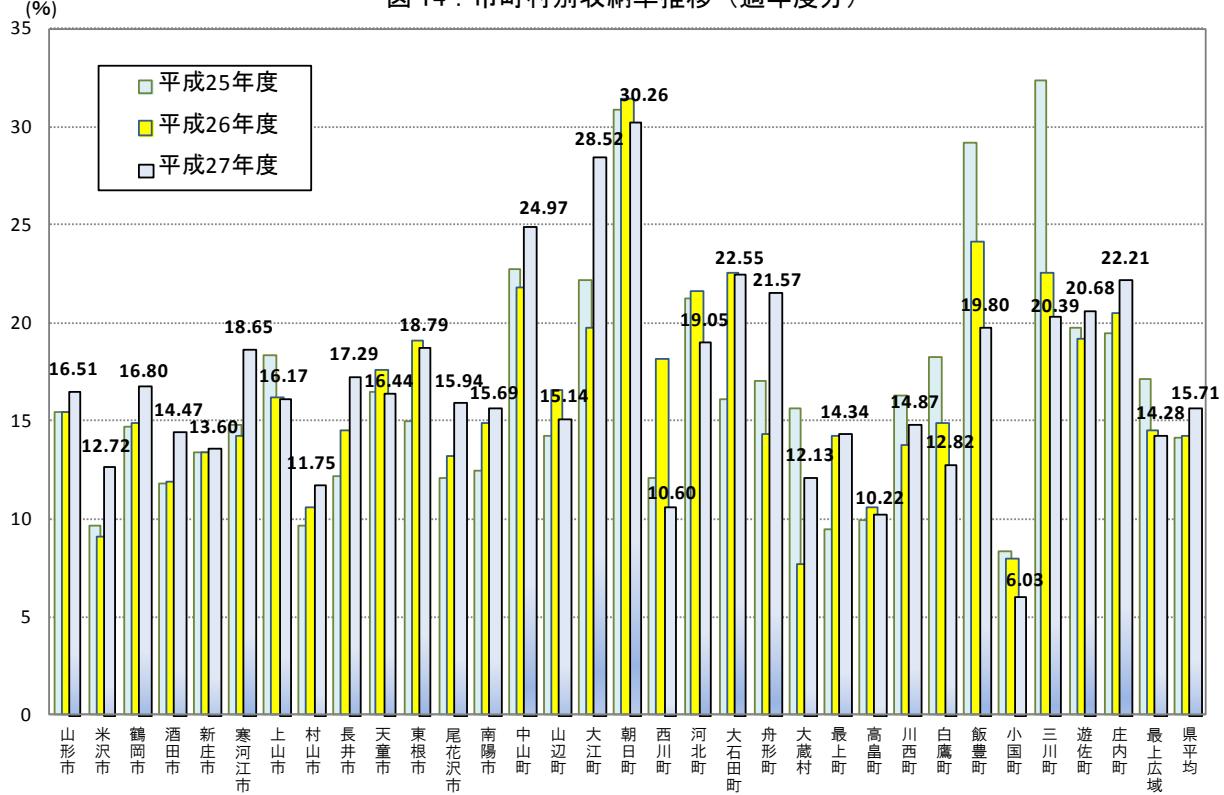
2 過年度分の保険税（料）の収納率の推移

平成27年度の過年度分の保険税（料）の収納率の県平均は15.71%で、前年度に比べ1.44ポイントの上昇となっている。

県内市町村ごとにみると、一番高いのは朝日町の30.26%で、次いで大江町28.52%。一番低いのは、小国町の6.03%で、次いで高畠町の10.22%となっており、一番高い朝日町と一番低い小国町では、24.23ポイントと大きな差がある。

前年度に比べ収納率が上昇したのは19市町村、低下したのは13市町村となっている。

図 14 : 市町村別収納率推移（過年度分）

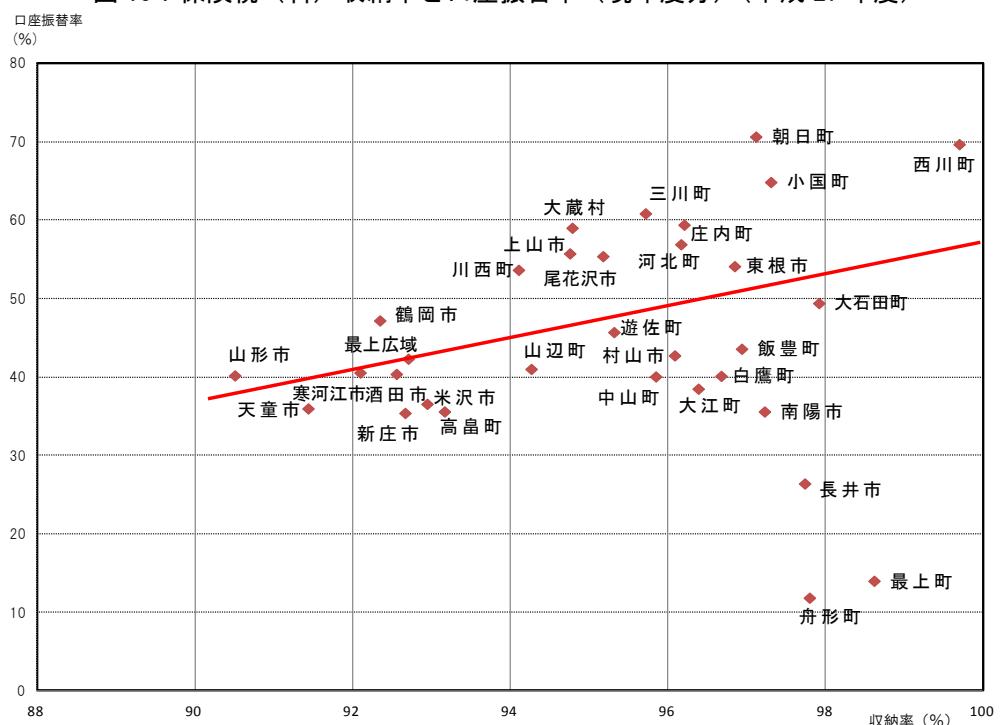


資料：「国民健康保険事業年報」（山形県）

3 保険税（料）の口座振替率と収納率（現年度分）の状況

口座振替率が高い市町村ほど保険税（料）の収納率が高い傾向にある。なお、舟形町、最上町は独自に納付組織を組織しており、口座振替率は低いものの収納率は高い。

図 15 : 保険税（料）収納率と口座振替率（現年度分）（平成 27 年度）

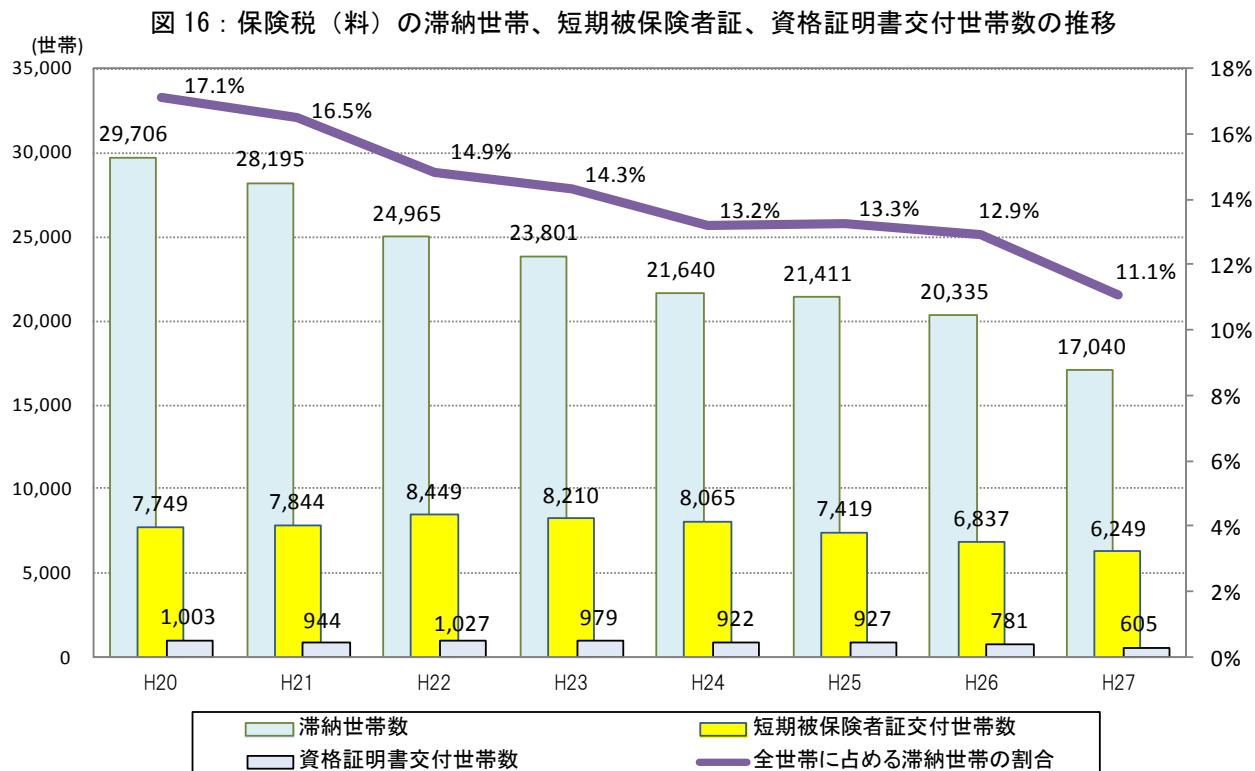


資料：「国民健康保険の事業実施報告」（厚生労働省）、「国民健康保険事業年報」（山形県）

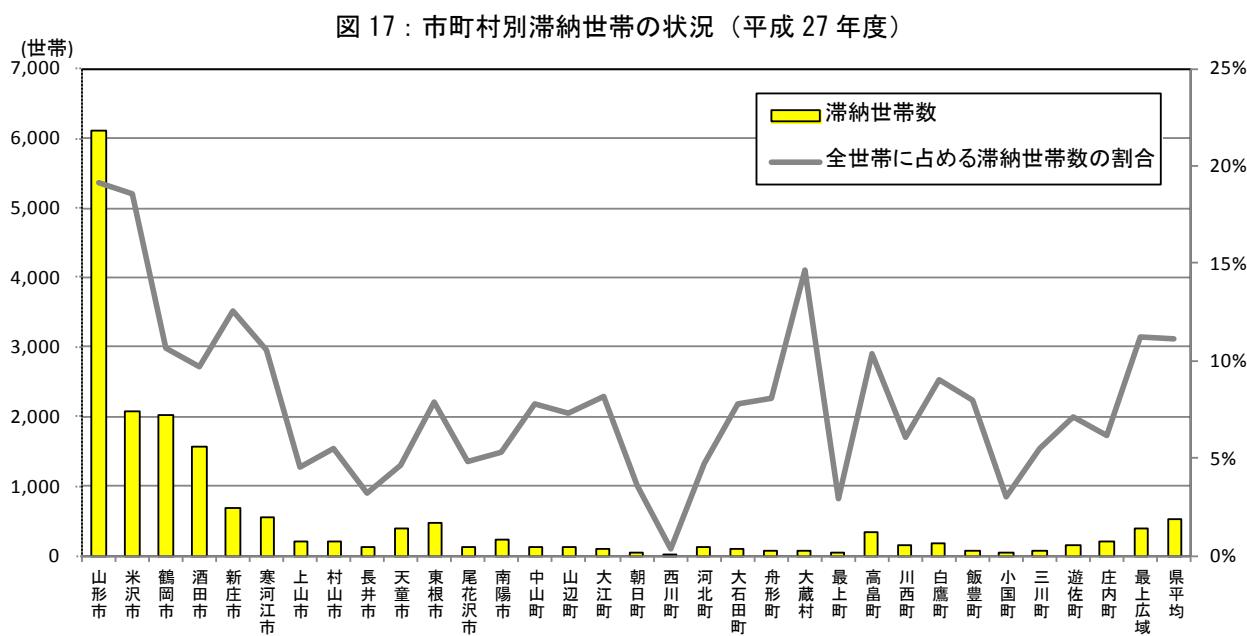
4 滞納処分の状況

本県の国民健康保険税（料）滞納世帯数は年々減少し、平成 27 年度は 17,040 世帯で、全世帯に占める滞納世帯の割合は 11.1% となっている。短期被保険者証交付世帯と資格証明書交付世帯は、平成 22 年度までは増加していたが、以後、減少が続いている。

市町村ごとに滞納世帯をみると、最も多いのは山形市の 6,107 世帯、最も少ないのは西川町の 3 世帯となっている。全世帯に占める滞納世帯数の割合では、最も高いのは山形市の 19.2% で、最も低いのは西川町の 0.4% となっている。



資料：「予算関係資料」（厚生労働省）、「国民健康保険事業年報」（山形県）



資料：「予算関係資料」（厚生労働省）、「国民健康保険事業年報」（山形県）

5 目標収納率の設定

近年、本県の国民健康保険税（料）収納率は上昇傾向にあるものの、国民健康保険制度の安定のために更なる収納率の向上を図る必要がある。県は、平成27年度に全国13位（93.29%）であった収納率を、平成35年度までに平成27年度の都道府県別順位第5位（94.12%）の水準に引き上げることを目標に、市町村ごとの目標収納率を定める。

表6：市町村ごとの目標収納率

番号	保険者名	H25～27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
		収納率 (%)								
1	山形市	90.03	90.23	90.43	90.63	90.83	91.03	91.23	91.43	91.63
2	米沢市	92.43	92.63	92.83	93.03	93.18	93.33	93.48	93.63	93.78
3	鶴岡市	92.12	92.32	92.52	92.72	92.92	93.12	93.27	93.42	93.57
4	酒田市	92.41	92.61	92.81	93.01	93.21	93.36	93.51	93.66	93.81
5	新庄市	92.67	92.87	93.07	93.22	93.37	93.52	93.67	93.82	93.97
6	寒河江市	92.28	92.48	92.68	92.88	93.08	93.23	93.38	93.53	93.68
7	上山市	94.76	94.81	94.86	94.91	94.96	95.01	95.06	95.11	95.16
8	村山市	94.44	94.49	94.54	94.59	94.64	94.69	94.74	94.79	94.84
9	長井市	96.86	96.86	96.86	96.86	96.86	96.86	96.86	96.86	96.86
10	天童市	91.41	91.61	91.81	92.01	92.21	92.41	92.61	92.81	93.01
11	東根市	96.86	96.86	96.86	96.86	96.86	96.86	96.86	96.86	96.86
12	尾花沢市	95.08	95.13	95.18	95.23	95.25	95.27	95.29	95.31	95.33
13	南陽市	96.71	96.71	96.71	96.71	96.71	96.71	96.71	96.71	96.71
14	中山町	95.50	95.52	95.54	95.56	95.58	95.60	95.62	95.64	95.66
15	山辺町	93.32	93.47	93.62	93.77	93.92	94.07	94.22	94.27	94.32
16	大江町	96.07	96.09	96.11	96.13	96.15	96.17	96.19	96.21	96.23
17	朝日町	97.13	97.13	97.13	97.13	97.13	97.13	97.13	97.13	97.13
18	西川町	99.62	99.62	99.62	99.62	99.62	99.62	99.62	99.62	99.62
19	河北町	95.46	95.48	95.50	95.52	95.54	95.56	95.58	95.60	95.62
20	大石田町	97.08	97.08	97.08	97.08	97.08	97.08	97.08	97.08	97.08
21	舟形町	96.80	96.80	96.80	96.80	96.80	96.80	96.80	96.80	96.80
22	大蔵村	94.89	94.94	94.99	95.04	95.09	95.14	95.19	95.21	95.23
27	最上町	98.49	98.49	98.49	98.49	98.49	98.49	98.49	98.49	98.49
28	高畠町	93.05	93.20	93.35	93.50	93.65	93.80	93.95	94.10	94.25
29	川西町	94.32	94.37	94.42	94.47	94.52	94.57	94.62	94.67	94.72
30	白鷹町	95.96	95.98	96.00	96.02	96.04	96.06	96.08	96.10	96.12
31	飯豊町	96.42	96.44	96.46	96.48	96.50	96.52	96.52	96.52	96.52
32	小国町	97.30	97.30	97.30	97.30	97.30	97.30	97.30	97.30	97.30
36	三川町	95.67	95.69	95.71	95.73	95.75	95.77	95.79	95.81	95.83
44	遊佐町	95.34	95.36	95.38	95.40	95.42	95.44	95.46	95.48	95.50
45	庄内町	96.30	96.32	96.34	96.36	96.38	96.40	96.42	96.44	96.46
46	最上広域	93.19	93.34	93.49	93.64	93.79	93.94	94.09	94.24	94.29
	県全体	93.02	93.15	93.29	93.43	93.56	93.69	93.81	93.93	94.06

【目標収納率の考え方】

○規模別ではなく、市町村ごとに収納率を設定

○平成25～27年度の3ヵ年の平均収納率を起点とし、平成35年度までの目標収納率を定める。

○市町村の年度ごとの収納率に応じた収納率の上げ幅を設定

目標	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階
	93.02% (山形県平均)	94.12% (都道府県別第5位)	95.19% (全国市町村上位5割)	96.52% (全国市町村上位3割)	96.52%超
目標までの年間の収納率の上げ幅	0.20ポイント	0.15ポイント	0.05ポイント	0.02ポイント	現状維持

6 収納率向上のための取組

収納率に向上に向け、以下の取組を行うものとする。

(1) 口座振替の推進

口座振替世帯の割合の高い市町村は保険税（料）の収納率が高い傾向にあることから、市町村は広報による口座振替の推奨や、金融機関窓口での口座振替の勧奨等を行うことにより、口座振替を積極的に推進するものとする。

(2) 保険税（料）の納付手段の多様化

納付手段は現金に納付書を添えて金融機関の窓口で納付する方法が一般的となっているが、納税者サービスの向上を図るためにも、市町村はインターネットバンキングなどを利用した電子納税、コンビニ納付、クレジットカードによる納付といった多様な納付手段の導入を図る。

(3) 徴収アドバイザーの活用

市町村は山形県国民健康保険団体連合会（以下、「国保連合会」という。）に設置されている徴収アドバイザーを活用し、収納対策の向上を図る。

(4) インターネット公売の利用

市町村は公売をインターネットで実施する等、収納額の確保に努める。

(5) 収納担当職員に対する研修会の開催

県は市町村収納担当職員に対し、能力向上に資する研修会を実施する。

第5章 市町村における保険給付の適正な実施について

1 市町村の保険給付の点検の状況

(1) レセプト（診療報酬明細書）点検の状況

市町村は医療費の支払いを行うにあたり、国保連合会の審査を経たレセプトについて資格の確認、重複請求の有無等のほか、突合・縦覧点検による算定誤り等についても点検を行うなど、保険給付の適正化に努めている。

レセプトの点検は、25市町村が国保連合会等への委託による点検、7市町村が自らレセプト点検専門員等により実施している。

レセプト点検による山形県の一人当たり財政効果額は、平成26年度が2,335円と全国平均の2,057円を上回っており、点検効果率も0.84%と全国平均の0.78%を上回っている。

※一人当たり財政効果額＝（過誤調整分（資格点検＋内容点検）の金額＋返納金調停額）÷被保険者

※財政効果率＝（過誤調整分（資格点検＋内容点検）の金額＋返納金調定額）÷診療報酬市町村総負担額×100

表7：レセプト点検の効果額及び効果率

		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
山形県	1人当たり財政効果額(円)	2,116	2,392	2,418	2,335
	財政効果率(%)	0.88	0.92	0.90	0.84
全国	1人当たり財政効果額(円)	1,958	1,991	2,052	2,057
	財政効果率(%)	0.82	0.80	0.80	0.78

※資料：「国民健康保険実施状況報告」（厚生労働省）

(2) 第三者行為求償事務の実施状況

第三者による不法行為（以下「第三者行為」という。）により保険給付が発生した場合、国民健康保険法第64条第1項の規定により、市町村は保険給付を行うと同時に、給付の価額の限度において、被保険者が第三者に対して有する損害賠償請求権を代位取得することとされている。

このため、市町村は求償事務専門員を配置するほか、国保連合会に求償事務を委託するなどして、求償事務を実施している。

交通事故に係る第三者行為求償の平成27年度実績は168件、71,008千円となっている。

表8：交通事故に係る第三者行為求償実績

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
調定件数	177	142	190	168
調定額(千円)	73,350	73,363	69,738	71,008

※国保連合会調べ及び市町村の実績より

2 県による保険給付の点検、調整

県は広域的又は医療に関する専門的な見地から、以下のとおり、市町村が行う保険給付について、点検、調整を行う。

- ・同一医療機関で算定回数が定められている診療行為等について、県内市町村間で転居した場合にも適切な請求がなされているかの点検を行う。
- ・保険医療機関等による複数の市町村にまたがる大規模な不正請求事案に対し、県が市町村の委託を受けて不正請求等に係る費用返還を求める場合には、事案の内容に応じ市町村と協議を行う。

3 療養費の支給の適正化

県は、市町村が、柔道整復師の施術、はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給を適正に行えるよう、国保連合会と連携し、以下の取組を行う。

- ・市町村の取組の好事例の情報提供
- ・療養費の支給の適正化のための研修会の開催
- ・点検支援の充実
- ・医療費通知への療養費の記載の促進

4 レセプト点検及び第三者行為求償事務の充実強化

(1) レセプト点検の充実強化

医療費の適正化に向けてレセプト点検の充実を図るために、県は国保連合会と連携して研修会を開催するとともに、医療給付専門指導員による現地助言を行う。

(2) 第三者行為求償事務の取組強化

県は国保連合会と連携し、市町村に対し第三者行為求償事務の研修会や現地助言を行う。また、市町村では被害届の未届出解消に向けて、レセプト点検による傷病名等から第三者行為が疑われるものについて照会を行うこととする。なお、この取組の支援として国保連合会は該当候補リストの提供を行う。

5 高額療養費の多数回該当

被保険者が直近の12か月間に、既に3回以上高額療養費の支給（被保険者の所得水準に応じて自己負担額の上限を設ける制度）を受けている場合（多数回該当）、被保険者世帯の負担軽減を図る目的から、その月の負担の上限額を更に引き下げる措置がとられている。その該当回数や世帯継続性の取扱いは以下の通りとする。

(1) 高額療養費の多数回該当に係る該当回数の引継ぎ

高額療養費の多数回該当は、同一保険者の区域内に居住していることが前提となるが、平成30年度から県も国民健康保険の保険者になることに伴い、被保険者が県内市町村間で異動しても、引き続き山形県国民健康保険の被保険者の資格を有するため、世帯の継続性が保たれていれば高額療養費の多数回該当は引き継がれる。

(2) 世帯の継続性の判断

高額療養費制度は、世帯員の療養に要した費用は世帯主が負担したものとして取り扱った上で、家計の負担軽減を図ることを目的としていることから、世帯を主宰し主たる生計維持

者である世帯主に着目して、世帯の継続性を判定することが原則となる。

多数回該当の通算は、転入世帯における世帯の継続性を考慮の上、転入地の市町村が行うが、その判定基準は国の基準により以下の通りとする。なお、個別の事情等により判定が困難な場合については県と市町村が協議の上決定し、判定結果については県内市町村で共有することとする。

① 「単なる住所異動等の一の世帯のみで完結する住所異動」は次のとおりとし、家計の同一性、世帯の連続性があるものとして、世帯の継続性を認める。

- ・転入及び世帯主の変更等、他の世帯と関わらず、当該世帯の構成員の数が変わらない住所異動

- ・出産、社会保険離脱、生活保護廃止等による資格取得又は死亡、社会保険加入、生活保護開始等による資格喪失等、他の世帯と関わらず、資格取得・喪失による当該世帯内の国保加入者数の増加又は減少を伴う場合の住所異動

② 他の世帯からの異動による国保加入者の増加や、他の世帯への異動による国保加入者の減少等、世帯分離、世帯合併による一の世帯で完結しない住所異動は次のとおりとし、家計の同一性、世帯の連続性がある者として、世帯の継続性を認める。

- ・子が独立して他市町村へ住所異動した場合の親世帯等、世帯主と住所の両方に変更がない世帯

- ・住所異動前の世帯主が主宰する世帯

第6章 医療に要する費用の適正化の取組について

1 医療費の適正化に向けた取組状況

(1) 市町村の特定健診・特定保健指導の実施状況

高齢者の医療の確保に関する法律第18条により定める「特定健康診査等基本指針」では、市町村国保における特定健康診査受診率及び特定保健指導の実施率の目標は60%とされている。

平成27年度に特定健康診査受診率が60%を超えている市町村は、三川町（67.4%）、大蔵村（63.8%）、庄内町（61.0%）の3町村のみである。県平均の受診率は46.0%となっており、全国平均の36.3%を大きく上回っている。

また、特定保健指導の実施率が60%を超えている市町村は、新庄市（68.7%）、上山市（62.4%）、飯豊町（63.0%）の3市町のみである。県平均の実施率は34.8%と、こちらも全国平均の25.1%を大きく上回っている。

図18：特定健康診査受診率の推移

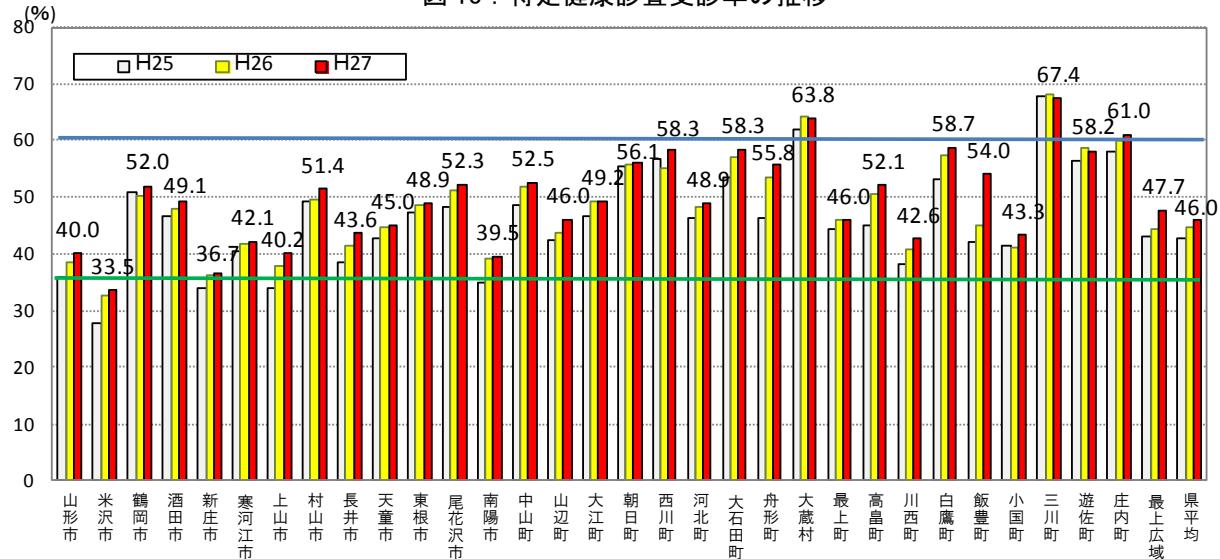
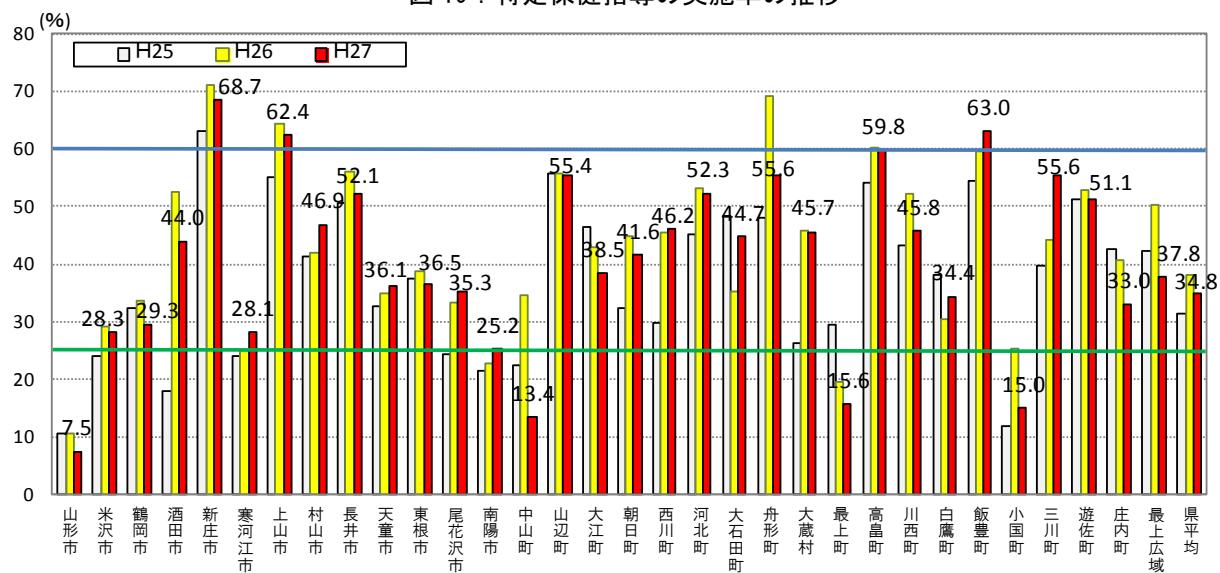


図19：特定保健指導の実施率の推移



※グラフ内の数値は、平成27年度の特定健診の受診率、特定保健指導の実施率を表している。

資料：「市町村国保特定健康診査・特定保健指導実施状況」（国民健康保険中央会）

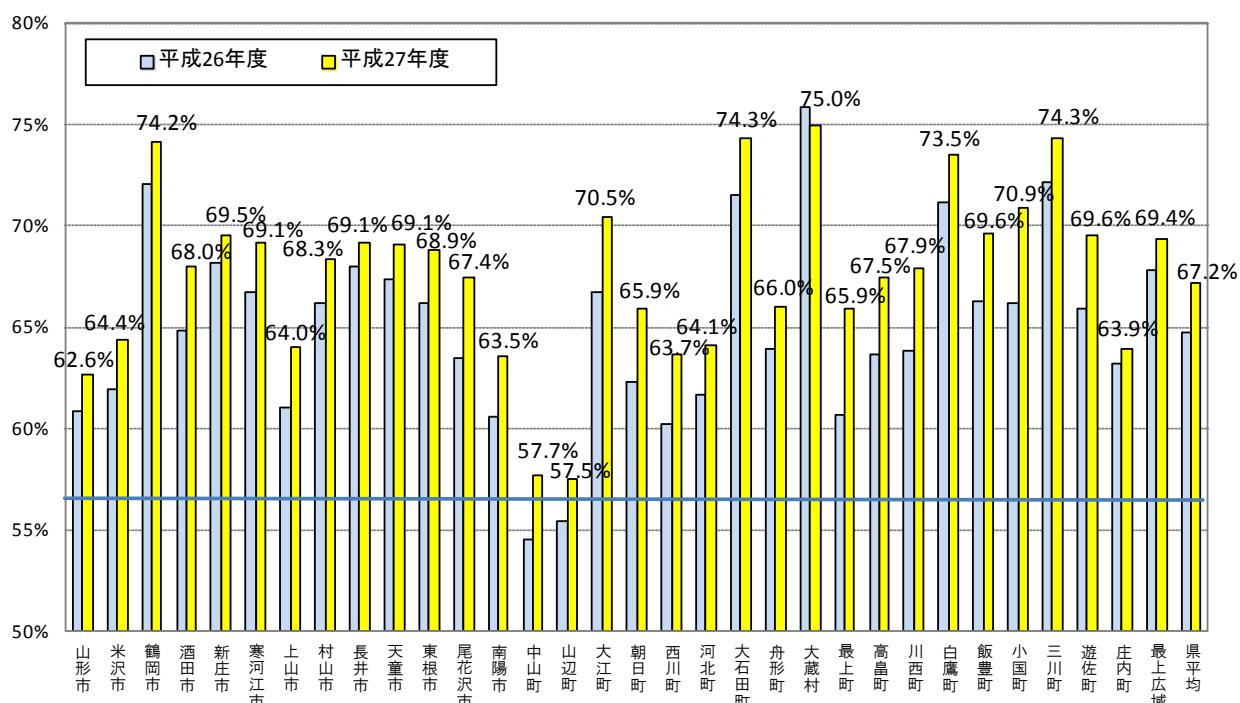
(2) 後発医薬品の使用状況（数量シェア）

平成27年9月の全国の後発医薬品の使用割合（数量シェア）は56.2%となっており、県内全市町村が全国の使用割合を上回っている。

平成27年度で一番高いのは大蔵村の75.0%で、次いで大石田町、三川町の74.3%。一番低いのは、山辺町の57.5%で、次いで中山町の57.7%となっている。

なお、後発医薬品の使用割合が高い市町村ほど、1人当たりの医療費が低くなる傾向にある。

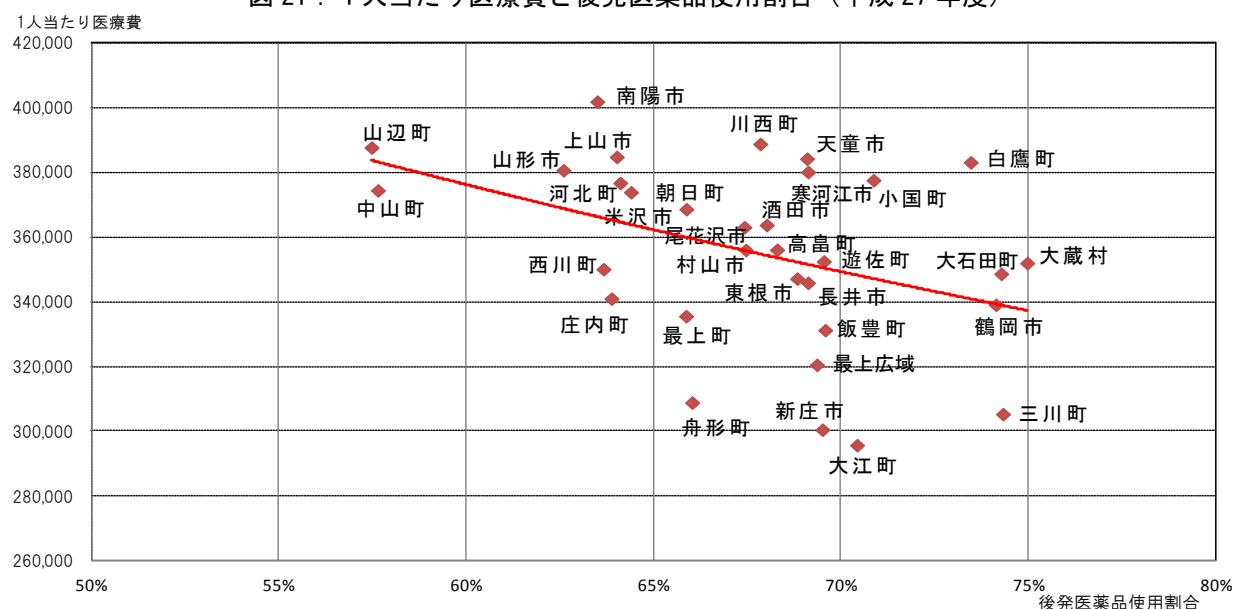
図 20：市町村別後発医薬品の使用状況（数量シェア）



※グラフ内の数値は、平成 27 年度の後発医薬品の使用割合を表している。

国保連のレセプトデータを基に後発医薬品の使用割合を算出。

図 21：1人当たり医療費と後発医薬品使用割合（平成 27 年度）



2 医療費の適正化に向けた取組

山形県医療費適正化計画（平成30年度～平成35年度）に定める取組と連携し、以下の取組を行うものとする。

(1) 特定健康診査・特定保健指導の実施率の向上

糖尿病等の生活習慣病に係る医療費の抑制に向け、特定健康診査・特定保健指導を通じ、被保険者に対しバランスの取れた食生活、適度な運動等の望ましい生活習慣のための助言、指導を実施し、メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少に取り組む。

また、特定健康診査・特定保健指導の実施率向上のため、市町村は土日健診やがん健診等との同時実施といった受診しやすい環境づくりに努める他、未受診者に対し電話勧奨や勧奨通知等を行う。

(2) 後発医薬品の使用率の向上

医療機関・薬局に対する働きかけや、被保険者に対する、差額通知やジェネリック希望カード、シールの交付により、後発医薬品の利用を促し、被保険者の負担軽減、医療保険制度の安定化を図る。

(3) 医療費通知による医療費適正化のための普及啓発

医療費通知により、被保険者に医療機関を受診した際の医療費を知つてもらうとともに、医療機関等の不適切な請求や重複受診の防止、医療サービスの享受と負担の関係の周知等、医療費適正化のための普及啓発を行う。

(4) 受動喫煙防止対策

県では平成27年2月に制定した「やまがた受動喫煙防止宣言」に基づき、『きれいな空気で健康長寿日本一』を目指し、関係機関・業界団体等と協働で受動喫煙防止対策を進め、受動喫煙のない地域社会づくりを推進する。

市町村においても、県民、事業者等と連携・協力して受動喫煙防止対策を推進するとともに、リーフレット等の啓発物品の充実、特定保健指導や各種健康相談などの場での禁煙啓発等、保健医療関係者等と連携・協力して受動喫煙防止に向けた支援体制を整備する。

また、受動喫煙防止対策が取られていない施設に対しては、具体的な対策の方策を提示する等、その取組を促す。

(5) 救急電話相談事業の活用促進

休日や時間外受診は割増の医療費が発生するだけでなく、軽症者の救急受診は重篤な救急患者の治療に支障を及ぼす他、医師の疲弊につながり、地域医療全体に大きな影響を与える。そのため、県では、小児救急電話相談事業（#8000）と大人を対象とした救急電話相談事業（#8500）を実施している。

市町村は、地域医療の確保と医療費の適正化、住民の不安解消を図るため、これらの事業の活用を進めることとし、保健師等による保育園・幼稚園・小学校・公民館等での出前講座の実施、医療機関と連携した救急医療の適正受診の呼びかけ、公共施設等への掲示・ホームページや広報誌への掲載等による啓発等の施策を講じる。

(6) やまがた健康マイレージの実施

健康づくりは一人ひとりが意識を高めて取り組むことを基本とし、これを社会全体で支え守る環境を整備することが必要であることから、行政・企業等が連携し、住民の主体的な健康づくりを支える健康マイレージ制度を導入する。市町村は、特定健診やがん検診、健康教

室等あらかじめ指定する健康づくりに関する取組に参加した場合等にポイントを付与し、一定のポイントに達した住民に「やまがた健康づくり応援カード」を交付し、住民は、カードを提示することにより協力店の特典を受けることができる「やまがた健康マイレージ」事業を実施する。

(7) 生活習慣病重症化予防の実施

生活習慣病である心疾患、脳血管疾患、悪性新生物の死亡率を全国と比較すると、本県はいずれも全国を大きく上回っており、健康寿命を延ばすにあたり課題となっている。また、本県では糖尿病や慢性腎臓病の患者は全国に比べ少ない状況にあるものの、これらは重症化すると人工透析が必要となり、年間500万円程度（透析導入前は年50万円程度）の医療費が見込まれることから、県民生活、国保財政に大きな影響を及ぼす。

そのため、関係機関・団体が連携して既に行われている取組を尊重しながら、県が平成28年度に策定した「糖尿病及び慢性腎臓病（CKD）重症化予防プログラム」に基づき、特定健診を受け、医療機関への受診が必要と勧められながらも受診しない人や医療中断者等を医療機関につなぐ取組など、適切に保健指導が受けられる体系を構築し重症化予防に積極的に取り組む。

第7章 市町村の国民健康保険事業運営の広域化及び効率化について

1 情報セキュリティ対策の取組

情報の保管、移送、消去等のセキュリティ対策については、市町村が定める情報セキュリティポリシー及び国保連合会が定める情報セキュリティポリシーに従い、確実に実施する。

2 保険者事務の共同実施に向けた取組

(1) 被保険者証の共同事務の拡充

現在、個別に交付されている国民健康保険の被保険者証と高齢受給者証について、被保険者の利便性等の面から一体化を推進するとともに、国保連合会が実施している被保険者証の共同印刷・封緘事務を拡充し、市町村事務の効率化を図る。

(2) 広報事業の共同実施

国民健康保険の制度周知等、市町村が個別に実施するよりも県レベルで行った方が事業の効率化につながるものについては、国保連合会等への委託を行う。

3 医療費適正化・保健事業の共同実施に向けた取組

(1) 特定健診受診率向上対策事業の実施

市町村と国保連合会が共同で、未受診者に対する受診勧奨を電話等により行う。

(2) 保健担当職員に対する研修会の開催

国保連合会に設置されている「山形県市町村保健活動推進委員会」を活用し、保健事業の研修を開催するとともに、医師会等の関係機関との連絡調整等を行う。また、市町村が実施している健康づくり対策等の事例を情報交換し、効果的な事業実施について共有化を行う。

(3) 第三者行為求償事務の共同処理

市町村は保険会社等に対する賠償額の請求を確実なものとするため、請求事務を国保連合会に委託する。

(4) レセプト点検事務の共同実施の拡充

レセプト点検事務が効率的かつ効果的に行われるよう、市町村はレセプト点検事務の国保連合会への委託や、点検内容の適宜見直しを行う。

4 収納対策の共同実施に向けた取組

(1) 滞納事案等に関する県による市町村への支援

県は要望のあった市町村を訪問し、滞納事案の整理分類や徴収方法について助言を行う。

(2) 全県的な納税推進強調月間の活用

納税推進強調月間（12月）を活用し、県と市町村で全県的な啓発キャンペーンや集中的な滞納整理を実施することで、滞納事案の早期解決を図る。

第8章 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携について

1 保健医療サービスと福祉サービスとの連携

制度改正により、県は、国保の財政運営の責任主体として保険者の役割も担うことになり、広域的な立場から、医療提供体制の確保や保健医療サービス、福祉サービス等の施策との連携が可能となるため、以下の取組を進める。

(1) 地域包括ケアシステムの推進

団塊の世代が全て後期高齢者となる平成37年（2025年）に向けて、医療や介護の需要が増加することが見込まれ、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療、介護、福祉等が連携した地域の包括的な支援・サービスの提供体制の構築が必要とされていることから、国保部門と地域包括ケアに関する施策との連携を推進する。

(2) 国保データベース（KDB）システムの活用

県は国保データベース（KDB）システムの健康・医療情報に係る情報基盤を活用し、市町村ごとの健康課題や保健事業の実施状況を把握するとともに、山形県健康増進計画「健康やまがた安心プラン」を踏まえ、市町村や国保連合会における保健事業の運営が健全に行われるよう、必要な助言及び支援を行う。

2 他計画との整合性

県は広域的な保険者として、本運営方針と県が定める山形県地域医療構想、山形県地域医療計画、山形県健康増進計画「健康やまがた安心プラン」及び山形県介護保険事業支援計画「山形長寿あんしんプラン」等に掲げる施策と連携し、保健医療サービス・福祉サービスを推進する。

第9章 関係市町村相互間の連絡調整その他県が必要と認める事項

1 山形県国民健康保険連絡調整会議の運営

本運営方針に基づき具体的な施策を実施するにあたっては、県、市町村、国保連合会の連携が必要になるため、定期的に協議を行う必要がある。そのため、山形県国民健康保険連絡調整会議を引き続き設置し、市町村間の連絡・調整を行う。

2 山形県国民健康保険運営協議会の運営

県は、県が処理する事務に係る以下の事項について審議を行うため、山形県国民健康保険運営協議会を開催する。

- ・国民健康保険事業費納付金の徴収
- ・国民健康保険運営方針の作成
- ・その他の重要事項

參考資料

1 市町村国保の被保険者数（全被保険者・年度平均）

保険者番号	市町村名	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		
		(人)	対前年度増減率(%)	県内順位								
01	山形市	59,210	-1.79%	57,502	-2.88%	56,215	-2.24%	54,653	-2.78%	52,789	-3.41%	1
02	米沢市	20,840	0.25%	20,303	-2.58%	19,812	-2.42%	19,095	-3.62%	18,309	-4.12%	4
03	鶴岡市	37,333	-2.81%	36,344	-2.65%	35,139	-3.32%	33,580	-4.44%	32,075	-4.48%	2
04	酒田市	30,451	-2.65%	29,510	-3.09%	28,574	-3.17%	27,594	-3.43%	26,338	-4.55%	3
05	新庄市	11,973	-2.54%	11,501	-3.94%	11,010	-4.27%	10,337	-6.11%	9,731	-5.86%	7
06	寒河江市	10,482	-1.85%	10,168	-3.00%	9,952	-2.12%	9,665	-2.88%	9,250	-4.29%	8
07	上山市	9,148	-1.12%	8,829	-3.49%	8,526	-3.43%	8,348	-2.09%	8,059	-3.46%	9
08	村山市	7,162	-2.17%	7,023	-1.94%	6,792	-3.29%	6,575	-3.19%	6,220	-5.40%	12
09	長井市	6,917	-1.80%	6,750	-2.41%	6,656	-1.39%	6,351	-4.58%	6,062	-4.55%	13
10	天童市	16,745	-0.91%	16,293	-2.70%	16,030	-1.61%	15,545	-3.03%	14,947	-3.85%	5
11	東根市	12,084	-1.03%	11,878	-1.70%	11,602	-2.32%	11,173	-3.70%	10,690	-4.32%	6
12	尾花沢市	5,961	-4.55%	5,687	-4.60%	5,496	-3.36%	5,227	-4.89%	4,906	-6.14%	16
13	南陽市	8,731	-1.72%	8,481	-2.86%	8,224	-3.03%	7,917	-3.73%	7,497	-5.31%	10
14	中山町	2,981	-1.39%	2,908	-2.45%	2,835	-2.51%	2,749	-3.03%	2,707	-1.53%	23
15	山辺町	3,442	-0.09%	3,414	-0.81%	3,329	-2.49%	3,239	-2.70%	3,122	-3.61%	21
16	大江町	2,292	-1.21%	2,241	-2.23%	2,171	-3.12%	2,073	-4.51%	2,044	-1.40%	25
17	朝日町	2,464	-2.80%	2,407	-2.31%	2,372	-1.45%	2,311	-2.57%	2,194	-5.06%	24
18	西川町	1,531	-3.71%	1,499	-2.09%	1,463	-2.40%	1,417	-3.14%	1,372	-3.18%	31
19	河北町	5,035	-3.38%	4,886	-2.96%	4,791	-1.94%	4,606	-3.86%	4,456	-3.26%	17
20	大石田町	2,405	-2.08%	2,276	-5.36%	2,186	-3.95%	2,112	-3.39%	2,032	-3.79%	26
21	舟形町	1,863	-2.05%	1,799	-3.44%	1,739	-3.34%	1,664	-4.31%	1,572	-5.53%	30
22	大蔵村	1,259	-0.47%	1,171	-6.99%	1,129	-3.59%	1,077	-4.61%	1,013	-5.94%	32
27	最上町	3,472	-5.37%	3,268	-5.88%	3,099	-5.17%	2,900	-6.42%	2,726	-6.00%	22
28	高畠町	6,698	-2.46%	6,570	-1.91%	6,390	-2.74%	6,141	-3.90%	5,820	-5.23%	14
29	川西町	4,594	-2.69%	4,450	-3.13%	4,260	-4.27%	4,070	-4.46%	3,915	-3.81%	18
30	白鷗町	4,096	-1.63%	3,967	-3.15%	3,822	-3.66%	3,627	-5.10%	3,491	-3.75%	20
31	飯豊町	1,961	0.98%	1,892	-3.52%	1,899	0.37%	1,800	-5.21%	1,722	-4.33%	29
32	小国町	1,968	-3.95%	1,950	-0.91%	1,909	-2.10%	1,851	-3.04%	1,736	-6.21%	28
36	三川町	2,101	-2.37%	2,046	-2.62%	1,990	-2.74%	1,879	-5.58%	1,818	-3.25%	27
44	遊佐町	4,284	-2.72%	4,159	-2.92%	4,014	-3.49%	3,906	-2.69%	3,784	-3.12%	19
45	庄内町	6,678	-2.92%	6,471	-3.10%	6,187	-4.39%	5,950	-3.83%	5,720	-3.87%	15
46	最上地区広域連合	8,289	-3.87%	7,873	-5.02%	7,431	-5.61%	7,023	-5.49%	6,555	-6.66%	11
市町村計		304,450	-2.05%	295,516	-2.93%	287,044	-2.87%	276,455	-3.69%	264,672	-4.26%	-

※資料：「国民健康保険事業年報」

2 市町村国保の世帯数（全被保険者・年度平均）

保 険 者 番 号	市町村名	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		
		(世帯)	対前年度 増減率 (%)	県内 順位								
01	山形市	33,989	-0.76%	33,450	-1.59%	33,053	-1.19%	32,523	-1.60%	31,832	-2.12%	1
02	米沢市	12,014	0.97%	11,814	-1.66%	11,676	-1.17%	11,403	-2.34%	11,118	-2.50%	4
03	鶴岡市	20,725	-1.39%	20,428	-1.43%	20,023	-1.98%	19,475	-2.74%	18,961	-2.64%	2
04	酒田市	17,506	-1.82%	17,204	-1.73%	16,860	-2.00%	16,491	-2.19%	15,976	-3.12%	3
05	新庄市	6,239	-1.20%	6,068	-2.74%	5,936	-2.18%	5,726	-3.54%	5,510	-3.77%	7
06	寒河江市	5,555	-0.57%	5,466	-1.60%	5,409	-1.04%	5,328	-1.50%	5,223	-1.97%	8
07	上山市	5,032	-0.69%	4,924	-2.15%	4,829	-1.93%	4,784	-0.93%	4,675	-2.28%	9
08	村山市	3,755	-0.11%	3,743	-0.32%	3,685	-1.55%	3,607	-2.12%	3,451	-4.32%	13
09	長井市	3,837	-1.26%	3,802	-0.91%	3,750	-1.37%	3,603	-3.92%	3,497	-2.94%	12
10	天童市	8,837	-0.24%	8,689	-1.67%	8,645	-0.51%	8,509	-1.57%	8,324	-2.17%	5
11	東根市	6,185	-0.72%	6,144	-0.66%	6,071	-1.19%	5,926	-2.39%	5,798	-2.16%	6
12	尾花沢市	2,946	-2.93%	2,861	-2.89%	2,807	-1.89%	2,717	-3.21%	2,591	-4.64%	16
13	南陽市	4,643	-0.79%	4,575	-1.46%	4,507	-1.49%	4,384	-2.73%	4,250	-3.06%	10
14	中山町	1,561	0.58%	1,539	-1.41%	1,545	0.39%	1,522	-1.49%	1,509	-0.85%	22
15	山辺町	1,883	0.59%	1,883	0.00%	1,856	-1.43%	1,841	-0.81%	1,809	-1.74%	21
16	大江町	1,261	0.16%	1,239	-1.74%	1,204	-2.82%	1,169	-2.91%	1,163	-0.51%	25
17	朝日町	1,213	-1.94%	1,214	0.08%	1,203	-0.91%	1,194	-0.75%	1,174	-1.68%	24
18	西川町	884	-2.10%	864	-2.26%	846	-2.08%	829	-2.01%	817	-1.45%	31
19	河北町	2,702	-0.95%	2,664	-1.41%	2,621	-1.61%	2,551	-2.67%	2,497	-2.12%	17
20	大石田町	1,171	-0.34%	1,142	-2.48%	1,111	-2.71%	1,086	-2.25%	1,055	-2.85%	27
21	舟形町	957	-1.54%	941	-1.67%	918	-2.44%	889	-3.16%	865	-2.70%	30
22	大蔵村	605	0.67%	591	-2.31%	577	-2.37%	552	-4.33%	525	-4.89%	32
27	最上町	1,641	-3.01%	1,581	-3.66%	1,535	-2.91%	1,476	-3.84%	1,427	-3.32%	23
28	高畠町	3,423	-1.44%	3,400	-0.67%	3,374	-0.76%	3,285	-2.64%	3,168	-3.56%	15
29	川西町	2,470	-2.02%	2,413	-2.31%	2,358	-2.28%	2,278	-3.39%	2,222	-2.46%	19
30	白鷹町	2,144	-0.42%	2,111	-1.54%	2,086	-1.18%	2,033	-2.54%	1,997	-1.77%	20
31	飯豊町	1,083	1.69%	1,048	-3.23%	1,061	1.24%	1,018	-4.05%	985	-3.24%	29
32	小国町	1,195	-3.08%	1,199	0.33%	1,191	-0.67%	1,156	-2.94%	1,101	-4.76%	26
36	三川町	1,069	-0.47%	1,054	-1.40%	1,045	-0.85%	1,016	-2.78%	1,004	-1.18%	28
44	遊佐町	2,435	-1.34%	2,398	-1.52%	2,338	-2.50%	2,297	-1.75%	2,253	-1.92%	18
45	庄内町	3,543	-1.50%	3,501	-1.19%	3,402	-2.83%	3,324	-2.29%	3,249	-2.26%	14
46	最上地区広域連合	4,019	-2.31%	3,921	-2.44%	3,811	-2.81%	3,669	-3.73%	3,530	-3.79%	11
市町村計		166,522	-0.94%	163,871	-1.59%	161,333	-1.55%	157,661	-2.28%	153,556	-2.60%	-

※資料：「国民健康保険事業年報」

3 年齢階級別被保険者数（平成27年9月30日現在・全被保険者）

保 険 者 番 号	市町村名	計 (人)	0~19歳		20~64歳		65~74歳		
			(人)	被保険者に占 める割合 (%)	(人)	被保険者に占 める割合 (%)	(人)	被保険者に占 める割合 (%)	県内順位 (被保険者に 占める65~74 歳の割合)
01	山形市	52,581	4,644	8.83%	24,968	47.48%	22,969	43.68%	6
02	米沢市	18,275	1,555	8.51%	9,030	49.41%	7,690	42.08%	14
03	鶴岡市	31,968	2,795	8.74%	15,893	49.72%	13,280	41.54%	17
04	酒田市	26,296	2,088	7.94%	12,326	46.87%	11,882	45.19%	3
05	新庄市	9,732	1,050	10.79%	5,140	52.82%	3,542	36.40%	29
06	寒河江市	9,226	867	9.40%	4,466	48.41%	3,893	42.20%	13
07	上山市	8,055	677	8.40%	3,865	47.98%	3,513	43.61%	7
08	村山市	6,214	549	8.83%	3,070	49.40%	2,595	41.76%	16
09	長井市	6,042	608	10.06%	2,900	48.00%	2,534	41.94%	15
10	天童市	14,857	1,480	9.96%	7,269	48.93%	6,108	41.11%	18
11	東根市	10,676	1,162	10.88%	5,488	51.41%	4,026	37.71%	24
12	尾花沢市	4,898	512	10.45%	2,603	53.14%	1,783	36.40%	28
13	南陽市	7,481	714	9.54%	3,850	51.46%	2,917	38.99%	20
14	中山町	2,722	210	7.71%	1,317	48.38%	1,195	43.90%	5
15	山辺町	3,103	203	6.54%	1,505	48.50%	1,395	44.96%	4
16	大江町	2,044	180	8.81%	997	48.78%	867	42.42%	12
17	朝日町	2,176	196	9.01%	1,144	52.57%	836	38.42%	22
18	西川町	1,354	71	5.24%	642	47.42%	641	47.34%	2
19	河北町	4,469	385	8.61%	2,138	47.84%	1,946	43.54%	8
20	大石田町	2,029	214	10.55%	1,063	52.39%	752	37.06%	26
21	舟形町	1,563	143	9.15%	845	54.06%	575	36.79%	27
22	大蔵村	1,021	103	10.09%	584	57.20%	334	32.71%	32
27	最上町	2,707	269	9.94%	1,525	56.34%	913	33.73%	31
28	高畠町	5,816	576	9.90%	3,057	52.56%	2,183	37.53%	25
29	川西町	3,917	326	8.32%	2,080	53.10%	1,511	38.58%	21
30	白鷹町	3,468	279	8.04%	1,690	48.73%	1,499	43.22%	10
31	飯豊町	1,718	160	9.31%	861	50.12%	697	40.57%	19
32	小国町	1,725	84	4.87%	741	42.96%	900	52.17%	1
36	三川町	1,819	184	10.12%	937	51.51%	698	38.37%	23
44	遊佐町	3,781	289	7.64%	1,871	49.48%	1,621	42.87%	11
45	庄内町	5,701	460	8.07%	2,759	48.40%	2,482	43.54%	9
46	最上地区広域連合	6,501	666	10.24%	3,566	54.85%	2,269	34.90%	30
市町村計		263,935	23,699	8.98%	130,190	49.33%	110,046	41.69%	-
全国		32,604,063	3,448,968	10.58%	16,459,232	50.48%	12,695,863	38.94%	-

※資料：「国民健康保険実態調査」（厚生労働省）

4 市町村別 1人当たり医療費

保 険 者 番 号	市町村名	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		
		(円)	対前年度 増減率 (%)									
01	山形市	329,112	2.10%	343,484	4.37%	352,984	2.77%	360,175	2.04%	380,766	5.72%	7
02	米沢市	324,933	4.64%	339,973	4.63%	343,847	1.14%	359,804	4.64%	373,967	3.94%	12
03	鶴岡市	285,868	5.22%	295,482	3.36%	302,176	2.27%	311,200	2.99%	339,155	8.98%	25
04	酒田市	316,693	2.02%	331,625	4.71%	339,154	2.27%	347,377	2.42%	363,829	4.74%	14
05	新庄市	261,794	1.07%	272,569	4.12%	296,925	8.94%	299,213	0.77%	300,531	0.44%	31
06	寒河江市	323,660	2.16%	333,138	2.93%	332,961	-0.05%	365,259	9.70%	380,208	4.09%	8
07	上山市	333,257	-1.56%	336,178	0.88%	353,627	5.19%	352,116	-0.43%	384,886	9.31%	4
08	村山市	316,851	5.94%	329,050	3.85%	331,906	0.87%	332,776	0.26%	356,181	7.03%	16
09	長井市	301,259	-1.71%	304,289	1.01%	310,024	1.88%	332,724	7.32%	345,948	3.97%	23
10	天童市	321,169	5.67%	326,070	1.53%	341,109	4.61%	343,342	0.65%	384,334	11.94%	5
11	東根市	302,113	3.91%	319,336	5.70%	321,127	0.56%	317,213	-1.22%	347,250	9.47%	22
12	尾花沢市	299,371	-7.31%	329,781	10.16%	346,403	5.04%	344,199	-0.64%	363,158	5.51%	15
13	南陽市	327,593	0.03%	330,672	0.94%	355,446	7.49%	390,086	9.75%	401,987	3.05%	1
14	中山町	314,678	-3.01%	305,574	-2.89%	350,895	14.83%	356,298	1.54%	374,538	5.12%	11
15	山辺町	352,696	7.84%	384,824	9.11%	378,224	-1.72%	386,427	2.17%	387,795	0.35%	3
16	大江町	307,985	10.76%	335,624	8.97%	300,831	-10.37%	305,813	1.66%	295,732	-3.30%	32
17	朝日町	296,173	-3.26%	301,492	1.80%	337,241	11.86%	307,463	-8.83%	368,722	19.92%	13
18	西川町	317,768	-0.78%	336,837	6.00%	341,715	1.45%	387,614	13.43%	350,169	-9.66%	20
19	河北町	305,649	6.92%	325,942	6.64%	337,159	3.44%	349,870	3.77%	376,831	7.71%	10
20	大石田町	308,621	10.57%	299,523	-2.95%	290,421	-3.04%	314,214	8.19%	348,736	10.99%	21
21	舟形町	269,550	-1.17%	326,629	21.18%	315,637	-3.37%	335,584	6.32%	308,924	-7.94%	29
22	大蔵村	290,927	4.30%	297,863	2.38%	322,184	8.17%	310,988	-3.48%	352,072	13.21%	19
27	最上町	262,208	3.88%	268,538	2.41%	300,551	11.92%	320,908	6.77%	335,644	4.59%	26
28	高畠町	310,014	1.91%	334,710	7.97%	338,591	1.16%	351,510	3.82%	356,117	1.31%	17
29	川西町	342,549	6.49%	363,793	6.20%	359,137	-1.28%	358,159	-0.27%	388,894	8.58%	2
30	白鷹町	303,861	2.99%	316,248	4.08%	333,374	5.42%	360,837	8.24%	383,213	6.20%	6
31	飯豊町	311,945	2.91%	319,424	2.40%	327,197	2.43%	332,526	1.63%	331,309	-0.37%	27
32	小国町	359,318	5.99%	349,986	-2.60%	348,368	-0.46%	376,333	8.03%	377,689	0.36%	9
36	三川町	262,130	4.44%	288,398	10.02%	278,709	-3.36%	312,204	12.02%	305,341	-2.20%	30
44	遊佐町	304,959	3.87%	315,676	3.51%	331,187	4.91%	313,711	-5.28%	352,564	12.38%	18
45	庄内町	292,754	7.48%	303,584	3.70%	321,431	5.88%	321,702	0.08%	341,062	6.02%	24
46	最上地区広域連合	269,194	6.43%	270,396	0.45%	278,497	3.00%	304,893	9.48%	320,586	5.15%	28
市町村平均		310,619	3.02%	322,989	3.98%	332,347	2.90%	341,954	2.89%	362,260	5.94%	-

※資料：「国民健康保険事業年報」

5 市町村別 1人当たり所得

保 険 者 番 号	市町村名	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		
		(円)	対前年度 増減率 (%)	県内 順位								
01	山形市	572,048	-1.93%	581,778	1.70%	584,854	0.53%	593,700	1.51%	590,676	-0.51%	2
02	米沢市	475,971	3.23%	487,763	2.48%	522,328	7.09%	526,257	0.75%	491,972	-6.51%	17
03	鶴岡市	478,226	-3.52%	529,458	10.71%	559,236	5.62%	561,909	0.48%	517,480	-7.91%	11
04	酒田市	448,273	-6.63%	486,067	8.43%	495,933	2.03%	494,726	-0.24%	468,613	-5.28%	27
05	新庄市	485,758	-2.80%	544,833	12.16%	577,979	6.08%	554,473	-4.07%	511,770	-7.70%	13
06	寒河江市	483,629	-8.10%	502,796	3.96%	523,228	4.06%	526,632	0.65%	529,373	0.52%	7
07	上山市	455,819	0.04%	453,522	-0.50%	478,022	5.40%	473,730	-0.90%	463,743	-2.11%	31
08	村山市	443,394	-1.02%	472,173	6.49%	494,683	4.77%	514,018	3.91%	476,244	-7.35%	23
09	長井市	488,409	-1.50%	514,560	5.35%	546,201	6.15%	522,494	-4.34%	491,504	-5.93%	18
10	天童市	492,812	-4.76%	497,549	0.96%	536,995	7.93%	548,939	2.22%	549,446	0.09%	4
11	東根市	484,522	-5.42%	479,709	-0.99%	519,131	8.22%	529,822	2.06%	541,263	2.16%	5
12	尾花沢市	473,109	7.20%	509,703	7.73%	599,509	17.62%	590,514	-1.50%	525,931	-10.94%	9
13	南陽市	439,186	-3.31%	455,438	3.70%	494,742	8.63%	492,463	-0.46%	481,079	-2.31%	21
14	中山町	433,118	-2.39%	470,105	8.54%	488,857	3.99%	498,240	1.92%	474,949	-4.67%	24
15	山辺町	452,499	-1.23%	456,559	0.90%	479,717	5.07%	479,624	-0.02%	502,181	4.70%	15
16	大江町	432,162	-4.97%	468,363	8.38%	483,898	3.32%	475,745	-1.68%	488,154	2.61%	20
17	朝日町	387,799	-8.22%	422,462	8.94%	460,347	8.97%	473,544	2.87%	521,676	10.16%	10
18	西川町	426,685	3.04%	440,817	3.31%	580,713	31.74%	523,966	-9.77%	468,479	-10.59%	28
19	河北町	481,305	-5.94%	516,608	7.33%	537,469	4.04%	549,684	2.27%	526,894	-4.15%	8
20	大石田町	467,393	-1.77%	548,514	17.36%	589,008	7.38%	604,055	2.55%	530,703	-12.14%	6
21	舟形町	441,073	-5.92%	589,742	33.71%	572,276	-2.96%	581,878	1.68%	492,411	-15.38%	16
22	大蔵村	464,714	-5.14%	581,004	25.02%	588,450	1.28%	612,265	4.05%	590,781	-3.51%	1
27	最上町	466,279	2.53%	511,092	9.61%	559,433	9.46%	562,256	0.50%	513,431	-8.68%	12
28	高畠町	438,203	0.12%	451,031	2.93%	515,767	14.35%	486,254	-5.72%	474,143	-2.49%	25
29	川西町	403,642	-9.70%	497,600	23.28%	566,406	13.83%	556,402	-1.77%	466,203	-16.21%	29
30	白鷹町	477,984	4.93%	478,900	0.19%	515,851	7.72%	494,942	-4.05%	463,822	-6.29%	30
31	飯豊町	420,677	-0.05%	510,453	21.34%	622,699	21.99%	545,263	-12.44%	469,296	-13.93%	26
32	小国町	375,986	5.63%	369,963	-1.60%	391,203	5.74%	379,001	-3.12%	362,168	-4.44%	32
36	三川町	475,477	-11.96%	595,066	25.15%	670,984	12.76%	725,466	8.12%	556,291	-23.32%	3
44	遊佐町	494,307	-4.20%	542,520	9.75%	527,135	-2.84%	518,256	-1.68%	488,855	-5.67%	19
45	庄内町	424,336	-14.46%	519,265	22.37%	581,579	12.00%	567,740	-2.38%	476,735	-16.03%	22
46	最上地区広域連合	446,104	-6.11%	529,217	18.63%	555,989	5.06%	543,369	-2.27%	511,571	-5.85%	14
市町村平均		485,021	-3.11%	515,283	6.24%	542,450	5.27%	542,731	0.05%	518,688	-4.43%	-

※資料：「国民健康保険実態調査」（厚生労働省）

6 市町村別 1人当たり保険税（料）

保 険 者 番 号	市町村名	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		
		(円)	対前年度 増減率 (%)	県内 順位								
01	山形市	122,487	-0.58%	122,593	0.09%	122,325	-0.22%	121,341	-0.80%	117,754	-2.96%	8
02	米沢市	103,724	0.85%	104,860	1.10%	107,583	2.60%	106,565	-0.95%	104,243	-2.18%	26
03	鶴岡市	91,846	1.27%	102,839	11.97%	115,255	12.07%	114,172	-0.94%	109,072	-4.47%	20
04	酒田市	89,493	0.71%	106,133	18.59%	110,699	4.30%	108,670	-1.83%	113,460	4.41%	13
05	新庄市	95,496	-2.02%	116,373	21.86%	118,555	1.88%	136,060	14.77%	130,540	-4.06%	1
06	寒河江市	118,856	8.13%	119,159	0.25%	121,545	2.00%	121,140	-0.33%	130,393	7.64%	2
07	上山市	118,026	15.20%	116,588	-1.22%	121,350	4.08%	118,261	-2.55%	116,262	-1.69%	10
08	村山市	97,228	0.16%	105,085	8.08%	110,746	5.39%	108,761	-1.79%	105,311	-3.17%	23
09	長井市	109,664	13.67%	113,294	3.31%	115,667	2.09%	112,399	-2.83%	107,973	-3.94%	21
10	天童市	109,845	-1.29%	109,962	0.11%	125,079	13.75%	121,296	-3.02%	120,979	-0.26%	6
11	東根市	97,556	-1.43%	103,567	6.16%	120,173	16.03%	120,071	-0.08%	121,136	0.89%	5
12	尾花沢市	105,844	9.21%	111,498	5.34%	129,611	16.25%	127,865	-1.35%	118,126	-7.62%	7
13	南陽市	111,032	-0.20%	113,932	2.61%	118,504	4.01%	116,914	-1.34%	114,250	-2.28%	12
14	中山町	101,851	0.07%	103,345	1.47%	107,870	4.38%	106,087	-1.65%	104,082	-1.89%	27
15	山辺町	109,175	-1.06%	108,917	-0.24%	111,864	2.71%	111,195	-0.60%	117,747	5.89%	9
16	大江町	87,271	-0.95%	104,846	20.14%	106,894	1.95%	105,310	-1.48%	102,123	-3.03%	29
17	朝日町	83,867	7.14%	83,899	0.04%	91,487	9.04%	92,818	1.45%	110,632	19.19%	16
18	西川町	80,436	2.83%	81,428	1.23%	85,420	4.90%	82,009	-3.99%	87,140	6.26%	30
19	河北町	105,709	13.02%	120,283	13.79%	132,147	9.86%	130,810	-1.01%	126,228	-3.50%	4
20	大石田町	96,472	-0.84%	119,225	23.59%	126,952	6.48%	123,079	-3.05%	114,352	-7.09%	11
21	舟形町	107,161	10.26%	121,489	13.37%	122,063	0.47%	120,506	-1.28%	128,946	7.00%	3
22	大蔵村	92,696	-2.40%	117,591	26.86%	119,344	1.49%	118,813	-0.44%	112,467	-5.34%	14
27	最上町	90,780	-0.25%	96,535	6.34%	114,629	18.74%	112,944	-1.47%	103,260	-8.57%	28
28	高畠町	106,444	1.32%	113,827	6.94%	120,084	5.50%	114,214	-4.89%	109,724	-3.93%	18
29	川西町	105,896	-1.30%	116,376	9.90%	126,783	8.94%	124,060	-2.15%	111,800	-9.88%	15
30	白鷹町	89,206	-1.25%	104,998	17.70%	110,013	4.78%	107,376	-2.40%	104,453	-2.72%	24
31	飯豊町	83,526	-1.25%	91,358	9.38%	97,700	6.94%	92,272	-5.56%	85,263	-7.60%	31
32	小国町	86,956	20.82%	89,713	3.17%	89,656	-0.06%	87,043	-2.91%	83,943	-3.56%	32
36	三川町	91,460	-5.73%	113,729	24.35%	125,059	9.96%	125,027	-0.03%	109,120	-12.72%	19
44	遊佐町	98,781	1.91%	98,623	-0.16%	110,821	12.37%	109,666	-1.04%	104,442	-4.76%	25
45	庄内町	91,665	3.80%	106,496	16.18%	112,740	5.86%	111,288	-1.29%	105,354	-5.33%	22
46	最上地区広域連合	91,331	-3.35%	100,248	9.76%	102,052	1.80%	100,262	-1.75%	110,278	9.99%	17
市町村平均		103,753	1.51%	110,472	6.48%	116,673	5.61%	115,743	-0.80%	113,910	-1.58%	-

※資料：「国民健康保険事業年報」

7 市町村別国民健康保険税（料）収納率（現年度分・全被保険者）

保 険 者 番 号	市町村名	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		
		全体 (%)	対前 年度 比較									
01	山形市	88.10	0.77	89.07	0.97	89.44	0.37	90.15	0.71	90.51	0.36	32
02	米沢市	90.93	0.88	92.07	1.14	92.07	0.00	92.26	0.19	92.95	0.69	25
03	鶴岡市	91.71	0.35	92.02	0.31	91.94	-0.08	92.06	0.12	92.35	0.29	29
04	酒田市	91.60	0.02	92.05	0.45	92.04	-0.01	92.62	0.58	92.56	-0.06	28
05	新庄市	91.80	0.67	92.62	0.82	93.08	0.46	92.26	-0.82	92.67	0.41	27
06	寒河江市	91.70	-0.15	91.97	0.27	92.55	0.58	92.18	-0.37	92.10	-0.08	30
07	上山市	93.28	0.52	94.49	1.21	94.87	0.38	94.64	-0.23	94.76	0.12	21
08	村山市	93.84	0.58	93.25	-0.59	92.41	-0.84	94.83	2.42	96.09	1.26	15
09	長井市	93.38	0.79	94.91	1.53	96.10	1.19	96.75	0.65	97.74	0.99	5
10	天童市	91.08	0.65	91.40	0.32	91.15	-0.25	91.63	0.48	91.44	-0.19	31
11	東根市	95.49	0.82	95.10	-0.39	96.61	1.51	97.13	0.52	96.85	-0.28	10
12	尾花沢市	96.22	0.19	95.54	-0.68	95.16	-0.38	94.89	-0.27	95.18	0.29	19
13	南陽市	94.19	0.74	95.19	1.00	96.07	0.88	96.84	0.77	97.23	0.39	7
14	中山町	94.99	-0.20	95.73	0.74	95.23	-0.50	95.41	0.18	95.85	0.44	16
15	山辺町	91.87	0.26	91.80	-0.07	92.45	0.65	93.25	0.80	94.27	1.02	22
16	大江町	95.89	0.98	95.84	-0.05	95.90	0.06	95.91	0.01	96.39	0.48	12
17	朝日町	96.73	-0.06	97.17	0.44	97.23	0.06	97.05	-0.18	97.12	0.07	8
18	西川町	99.84	0.56	100.00	0.16	99.61	-0.39	99.55	-0.06	99.70	0.15	1
19	河北町	95.23	-0.60	95.13	-0.10	94.85	-0.28	95.37	0.52	96.17	0.80	14
20	大石田町	94.33	2.12	94.92	0.59	96.40	1.48	96.93	0.53	97.92	0.99	3
21	舟形町	95.07	-0.09	95.46	0.39	95.85	0.39	96.75	0.90	97.80	1.05	4
22	大蔵村	95.27	0.10	95.22	-0.05	95.01	-0.21	94.86	-0.15	94.79	-0.07	20
27	最上町	97.66	0.42	98.29	0.63	98.33	0.04	98.52	0.19	98.62	0.10	2
28	高畠町	92.19	0.20	92.88	0.69	93.00	0.12	92.99	-0.01	93.17	0.18	24
29	川西町	92.44	-0.54	94.40	1.96	94.71	0.31	94.13	-0.58	94.11	-0.02	23
30	白鷹町	95.83	0.61	95.21	-0.62	95.34	0.13	95.87	0.53	96.68	0.81	11
31	飯豊町	95.14	0.86	95.76	0.62	96.51	0.75	95.82	-0.69	96.94	1.12	9
32	小国町	96.82	0.36	96.85	0.03	96.98	0.13	97.61	0.63	97.31	-0.30	6
36	三川町	94.89	0.25	95.50	0.61	95.58	0.08	95.72	0.14	95.72	0.00	17
44	遊佐町	95.19	0.94	95.40	0.21	95.03	-0.37	95.68	0.65	95.32	-0.36	18
45	庄内町	95.19	1.07	96.67	1.48	96.33	-0.34	96.35	0.02	96.21	-0.14	13
46	最上地区広域連合	92.19	0.80	93.48	1.29	93.39	-0.09	93.47	0.08	92.71	-0.76	26
市町村平均		91.78	0.56	92.47	0.69	92.71	0.24	93.05	0.34	93.29	0.24	-
前年度より低下した 保険者数		6市町村		8市町村		12市町村		10市町村		10市町村		
全国平均		89.39	0.78	89.86	0.47	90.42	0.55	90.95	0.53	91.45	0.50	-

※資料：「国民健康保険事業年報」

8 市町村別国民健康保険税（料）収納率（過年度分・全被保険者）

保 険 者 番 号	市町村名	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		
		全体 (%)	対前 年度 比較									
01	山形市	13.47	1.80	15.82	2.35	15.48	-0.34	15.45	-0.03	16.51	1.06	15
02	米沢市	7.98	0.99	8.81	0.83	9.62	0.81	9.08	-0.54	12.72	3.64	27
03	鶴岡市	13.51	1.13	15.07	1.56	14.72	-0.35	14.89	0.17	16.80	1.91	14
04	酒田市	10.55	0.05	11.88	1.33	11.79	-0.09	11.85	0.06	14.47	2.62	22
05	新庄市	9.47	1.29	10.08	0.61	13.35	3.27	13.39	0.04	13.60	0.21	25
06	寒河江市	10.97	-0.49	13.50	2.53	14.78	1.28	14.18	-0.60	18.65	4.47	12
07	上山市	15.44	-2.84	17.00	1.56	18.33	1.33	16.20	-2.13	16.17	-0.03	17
08	村山市	10.00	-1.92	10.78	0.78	9.61	-1.17	10.55	0.94	11.75	1.20	29
09	長井市	10.70	0.94	11.24	0.54	12.18	0.94	14.52	2.34	17.29	2.77	13
10	天童市	11.51	1.57	14.90	3.39	16.50	1.60	17.63	1.13	16.44	-1.19	16
11	東根市	16.41	0.59	14.22	-2.19	14.95	0.73	19.10	4.15	18.79	-0.31	11
12	尾花沢市	13.91	-1.01	14.22	0.31	12.06	-2.16	13.18	1.12	15.94	2.76	18
13	南陽市	13.22	0.14	14.14	0.92	12.47	-1.67	14.84	2.37	15.69	0.85	19
14	中山町	19.19	1.35	23.22	4.03	22.75	-0.47	21.76	-0.99	24.97	3.21	3
15	山辺町	16.93	-1.05	14.31	-2.62	14.26	-0.05	16.55	2.29	15.14	-1.41	20
16	大江町	18.66	0.51	16.74	-1.92	22.21	5.47	19.76	-2.45	28.52	8.76	2
17	朝日町	21.26	-7.96	29.83	8.57	30.91	1.08	31.43	0.52	30.26	-1.17	1
18	西川町	19.33	0.00	15.03	-4.30	12.12	-2.91	18.19	6.07	10.60	-7.59	30
19	河北町	18.09	-2.03	19.41	1.32	21.20	1.79	21.61	0.41	19.05	-2.56	10
20	大石田町	18.57	-2.59	18.82	0.25	16.10	-2.72	22.51	6.41	22.55	0.04	4
21	舟形町	12.85	-0.51	16.44	3.59	17.04	0.60	14.36	-2.68	21.57	7.21	6
22	大蔵村	18.39	-4.67	15.11	-3.28	15.62	0.51	7.69	-7.93	12.13	4.44	28
27	最上町	11.42	-3.16	10.66	-0.76	9.47	-1.19	14.20	4.73	14.34	0.14	23
28	高畠町	12.53	-1.14	10.82	-1.71	9.93	-0.89	10.56	0.63	10.22	-0.34	31
29	川西町	15.86	-3.74	15.27	-0.59	16.26	0.99	13.75	-2.51	14.87	1.12	21
30	白鷹町	19.07	2.06	16.33	-2.74	18.26	1.93	14.85	-3.41	12.82	-2.03	26
31	飯豊町	28.29	3.92	22.99	-5.30	29.15	6.16	24.10	-5.05	19.80	-4.30	9
32	小国町	9.28	-1.23	8.94	-0.34	8.34	-0.60	7.98	-0.36	6.03	-1.95	32
36	三川町	23.94	2.59	29.48	5.54	32.42	2.94	22.55	-9.87	20.39	-2.16	8
44	遊佐町	12.99	-1.08	16.88	3.89	19.79	2.91	19.21	-0.58	20.68	1.47	7
45	庄内町	19.72	4.23	22.73	3.01	19.45	-3.28	20.46	1.01	22.21	1.75	5
46	最上地区広域連合	17.73	0.97	17.06	-0.67	17.14	0.08	14.53	-2.61	14.28	-0.25	24
市町村平均		12.64	0.80	14.05	1.41	14.17	0.12	14.27	0.10	15.71	1.44	-

※資料：「国民健康保険事業年報」

9 市町村別算定方式・賦課割合（医療分・平成27年度）

保険者番号	市町村名	算定方式	賦課限度額	応能割（単位：%）		応益割（単位：%）			
				所得割額	資産割額	均等割額	平等割額		
01	山形市	3方式	52万円	59.09	59.09	—	40.91	24.49	16.42
02	米沢市	4方式	52万円	52.39	46.38	6.01	47.61	28.49	19.12
03	鶴岡市	4方式	52万円	50.33	42.57	7.76	49.67	33.95	15.72
04	酒田市	4方式	52万円	51.07	46.12	4.95	48.93	33.91	15.02
05	新庄市	4方式	52万円	53.85	47.39	6.46	46.15	30.31	15.84
06	寒河江市	4方式	52万円	57.38	51.27	6.11	42.62	27.75	14.87
07	上山市	4方式	52万円	52.10	42.17	9.93	47.90	31.94	15.96
08	村山市	4方式	52万円	55.86	51.42	4.44	44.14	27.71	16.43
09	長井市	4方式	52万円	52.04	44.42	7.62	47.96	34.25	13.71
10	天童市	4方式	52万円	49.48	48.46	1.02	50.52	31.82	18.70
11	東根市	4方式	52万円	56.70	49.55	7.15	43.30	29.08	14.22
12	尾花沢市	4方式	52万円	54.39	48.50	5.89	45.61	30.25	15.36
13	南陽市	4方式	52万円	55.88	47.27	8.61	44.12	27.98	16.14
14	中山町	4方式	52万円	48.23	43.91	4.32	51.77	31.20	20.57
15	山辺町	4方式	52万円	53.54	44.56	8.98	46.46	28.69	17.77
16	大江町	4方式	52万円	46.13	37.16	8.97	53.87	35.26	18.61
17	朝日町	4方式	52万円	53.21	46.57	6.64	46.79	32.35	14.44
18	西川町	4方式	52万円	50.22	41.80	8.42	49.78	36.12	13.66
19	河北町	4方式	52万円	53.65	47.78	5.87	46.35	30.40	15.95
20	大石田町	4方式	52万円	50.83	42.26	8.57	49.17	34.49	14.68
21	舟形町	4方式	52万円	52.39	44.06	8.33	47.61	30.25	17.36
22	大蔵村	4方式	52万円	56.72	47.53	9.19	43.28	29.46	13.82
27	最上町	4方式	52万円	54.05	47.26	6.79	45.95	31.68	14.27
28	高畠町	4方式	52万円	53.03	42.66	10.37	46.97	30.50	16.47
29	川西町	4方式	52万円	54.55	43.09	11.46	45.45	26.99	18.46
30	白鷹町	4方式	52万円	49.73	40.40	9.33	50.27	35.56	14.71
31	飯豊町	4方式	52万円	50.90	39.30	11.60	49.10	34.40	14.70
32	小国町	4方式	52万円	49.45	39.44	10.01	50.55	34.69	15.86
36	三川町	4方式	52万円	52.15	46.98	5.17	47.85	31.71	16.14
44	遊佐町	4方式	52万円	48.94	43.57	5.37	51.06	35.37	15.69
45	庄内町	4方式	52万円	48.44	43.41	5.03	51.56	40.12	11.44
46	最上地区広域連合	4方式	52万円	51.38	45.88	5.50	48.62	31.82	16.80
市町村平均		—	—	52.44	49.06	4.92	47.56	29.87	16.15

※資料：「国民健康保険事業年報」

10 市町村別算定方式・賦課割合（後期高齢者支援分・平成 27 年度）

保 険 者 番 号	市町村名	算定方式	賦課限度額	応能割（単位:%）		応益割（単位:%）			
				所得割額	資産割額		均等割額	平等割額	
01	山形市	3方式	17万円	58.60	58.60	-	41.40	24.10	17.30
02	米沢市	4方式	17万円	53.90	51.92	1.98	46.10	27.06	19.04
03	鶴岡市	4方式	17万円	53.16	43.09	10.07	46.84	27.93	18.91
04	酒田市	4方式	17万円	51.25	45.79	5.46	48.75	33.94	14.81
05	新庄市	4方式	17万円	54.66	46.26	8.40	45.34	30.01	15.33
06	寒河江市	4方式	17万円	58.41	52.32	6.09	41.59	27.98	13.61
07	上山市	2方式	17万円	53.62	53.62	-	46.38	46.38	-
08	村山市	4方式	17万円	53.61	51.51	2.10	46.39	30.87	15.52
09	長井市	4方式	17万円	50.97	43.82	7.15	49.03	35.96	13.07
10	天童市	4方式	17万円	48.72	45.61	3.11	51.28	32.24	19.04
11	東根市	4方式	17万円	65.06	55.88	9.18	34.94	22.17	12.77
12	尾花沢市	4方式	17万円	54.94	48.82	6.12	45.06	31.46	13.60
13	南陽市	4方式	17万円	56.99	48.73	8.26	43.01	27.28	15.73
14	中山町	4方式	17万円	58.71	53.93	4.78	41.29	27.83	13.46
15	山辺町	4方式	17万円	57.82	48.79	9.03	42.18	25.72	16.46
16	大江町	4方式	17万円	47.08	38.11	8.97	52.92	34.74	18.18
17	朝日町	4方式	17万円	53.61	45.26	8.35	46.39	32.02	14.37
18	西川町	4方式	17万円	54.23	46.98	7.25	45.77	33.17	12.60
19	河北町	4方式	17万円	57.65	48.30	9.35	42.35	28.37	13.98
20	大石田町	4方式	17万円	54.92	38.15	16.77	45.08	30.12	14.96
21	舟形町	4方式	17万円	53.12	46.79	6.33	46.88	30.18	16.70
22	大蔵村	4方式	17万円	56.95	47.90	9.05	43.05	29.75	13.30
27	最上町	4方式	17万円	52.64	45.80	6.84	47.36	32.47	14.89
28	高畠町	4方式	17万円	60.10	51.41	8.69	39.90	26.35	13.55
29	川西町	4方式	17万円	53.37	42.84	10.53	46.63	26.94	19.69
30	白鷹町	4方式	17万円	49.53	40.74	8.79	50.47	36.68	13.79
31	飯豊町	4方式	17万円	50.70	38.34	12.36	49.30	34.66	14.64
32	小国町	4方式	17万円	49.04	38.81	10.23	50.96	35.34	15.62
36	三川町	4方式	17万円	53.89	46.88	7.01	46.11	30.60	15.51
44	遊佐町	4方式	17万円	49.47	44.12	5.35	50.53	34.98	15.55
45	庄内町	4方式	17万円	51.41	41.58	9.83	48.59	32.70	15.89
46	最上地区広域連合	4方式	17万円	54.56	43.34	11.22	45.44	29.95	15.49
市町村平均		-	-	54.15	49.83	5.33	45.85	28.83	16.01

※資料：「国民健康保険事業年報」

11 市町村別算定方式・賦課割合（介護分・平成 27 年度）

保険者番号	市町村名	算定方式	賦課限度額	応能割（単位:%）		応益割（単位:%）		
				所得割額	資産割額		均等割額	平等割額
01	山形市	2方式	16万円	52.88	52.88	-	47.12	47.12
02	米沢市	4方式	16万円	50.52	48.85	1.67	49.48	29.71
03	鶴岡市	4方式	16万円	54.24	47.12	7.12	45.76	30.78
04	酒田市	4方式	16万円	52.80	47.65	5.15	47.20	32.85
05	新庄市	4方式	16万円	48.49	45.85	2.64	51.51	30.53
06	寒河江市	4方式	16万円	56.04	50.83	5.21	43.96	28.45
07	上山市	2方式	16万円	54.69	54.69	-	45.31	45.31
08	村山市	4方式	16万円	43.39	42.60	0.79	56.61	31.91
09	長井市	4方式	16万円	48.86	40.17	8.69	51.14	33.42
10	天童市	4方式	16万円	49.77	47.07	2.70	50.23	31.63
11	東根市	4方式	16万円	64.19	60.01	4.18	35.81	24.16
12	尾花沢市	4方式	16万円	51.58	44.10	7.48	48.42	32.62
13	南陽市	4方式	16万円	50.14	40.35	9.79	49.86	33.15
14	中山町	4方式	16万円	44.57	39.12	5.45	55.43	35.76
15	山辺町	4方式	16万円	40.26	32.98	7.28	59.74	36.05
16	大江町	4方式	16万円	45.37	37.72	7.65	54.63	35.26
17	朝日町	4方式	16万円	55.28	49.41	5.87	44.72	29.79
18	西川町	4方式	16万円	47.16	40.46	6.70	52.84	36.89
19	河北町	4方式	16万円	49.54	44.03	5.51	50.46	32.52
20	大石田町	4方式	16万円	47.59	40.50	7.09	52.41	36.35
21	舟形町	4方式	16万円	54.92	49.91	5.01	45.08	28.96
22	大蔵村	4方式	16万円	54.40	45.20	9.20	45.60	30.07
27	最上町	4方式	16万円	50.98	45.74	5.24	49.02	33.30
28	高畠町	4方式	16万円	48.95	40.99	7.96	51.05	34.54
29	川西町	4方式	16万円	48.71	36.07	12.64	51.29	34.89
30	白鷹町	4方式	16万円	49.63	41.63	8.00	50.37	36.27
31	飯豊町	4方式	16万円	47.59	37.78	9.81	52.41	36.35
32	小国町	4方式	16万円	43.58	33.79	9.79	56.42	38.65
36	三川町	4方式	16万円	55.52	50.36	5.16	44.48	29.51
44	遊佐町	4方式	16万円	49.13	44.11	5.02	50.87	34.97
45	庄内町	4方式	16万円	47.72	40.41	7.31	52.28	35.83
46	最上地区広域連合	4方式	16万円	51.56	45.98	5.58	48.44	31.44
市町村平均		-	-	50.31	47.82	4.28	49.69	34.92
								12.98

※資料：「国民健康保険事業年報」

12 市町村別特定健康診査、特定保健指導の実績値

保険者番号	市町村名	特定健康診査						特定保健指導（終了者割合）									
		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度			
		全体 (%)	対前 年度 比較	全体 (%)	対前 年度 比較	全体 (%)	対前 年度 比較	県内 順位	全体 (%)	対前 年度 比較	全体 (%)	対前 年度 比較	対前 年度 比較	全体 (%)	対前 年度 比較	県内 順位	
01	山形市	38.02	2.07	38.46	0.44	40.03	1.57	29	10.32	-28.15	10.65	0.33	10.56	-0.09	7.48	-3.08	32
02	米沢市	30.12	2.24	32.59	2.47	33.54	0.95	32	14.42	-18.17	23.86	9.44	29.29	5.43	28.27	-1.03	26
03	鶴岡市	51.15	0.30	50.30	-0.86	51.99	1.69	14	25.59	-24.71	32.47	6.88	33.74	1.27	29.31	-4.43	25
04	酒田市	47.74	1.09	47.96	0.22	49.09	1.13	17	29.80	-18.17	17.92	-11.88	52.42	34.50	43.99	-8.43	16
05	新庄市	35.59	1.78	36.08	0.49	36.71	0.63	31	70.63	34.55	63.14	-7.48	71.20	8.06	68.69	-2.52	1
06	寒河江市	42.11	1.69	41.72	-0.38	42.12	0.39	27	27.00	-14.72	23.96	-3.04	24.84	0.87	28.14	3.30	27
07	上山市	35.96	2.16	37.84	1.87	40.18	2.34	28	55.92	18.08	55.07	-0.85	64.55	9.49	62.36	-2.19	3
08	村山市	50.06	0.67	49.69	-0.38	51.43	1.74	15	25.00	-24.69	41.48	16.48	41.83	0.34	46.89	5.06	11
09	長井市	40.38	1.83	41.51	1.13	43.59	2.08	24	45.36	3.86	50.51	5.15	56.07	5.56	52.13	-3.94	9
10	天童市	44.16	1.55	44.82	0.66	44.98	0.16	23	39.84	-4.97	32.56	-7.29	34.93	2.37	36.07	1.14	21
11	東根市	48.64	1.38	48.70	0.06	48.94	0.24	18	36.41	-12.30	37.56	1.15	38.73	1.18	36.50	-2.23	20
12	尾花沢市	50.55	2.13	51.13	0.58	52.26	1.13	12	24.61	-26.53	24.44	-0.16	33.33	8.89	35.26	1.92	22
13	南陽市	36.07	0.99	39.07	3.01	39.49	0.42	30	27.40	-11.68	21.52	-5.88	22.67	1.15	25.22	2.55	28
14	中山町	50.58	2.01	51.78	1.19	52.49	0.72	11	41.46	-10.31	22.52	-18.94	34.51	11.99	13.40	-21.11	31
15	山辺町	43.99	1.58	43.55	-0.44	46.02	2.47	21	50.47	6.91	55.83	5.37	55.77	-0.06	55.43	-0.33	7
16	大江町	47.67	1.02	49.23	1.56	49.16	-0.07	16	58.65	9.42	46.39	-12.26	42.86	-3.53	38.46	-4.40	18
17	朝日町	57.34	1.80	55.74	-1.60	56.14	0.40	8	39.71	-16.03	32.28	-7.42	44.92	12.63	41.60	-3.32	17
18	西川町	58.34	1.75	54.97	-3.37	58.29	3.33	6	30.43	-24.53	29.69	-0.75	45.61	15.93	46.15	0.54	12
19	河北町	48.19	2.03	48.24	0.05	48.92	0.68	19	50.48	2.24	45.10	-5.38	53.11	8.01	52.32	-0.79	8
20	大石田町	56.37	2.97	57.19	0.82	58.30	1.11	5	36.04	-21.15	48.42	12.39	35.35	-13.07	44.71	9.35	15
21	舟形町	49.42	3.08	53.40	3.98	55.79	2.39	9	53.93	0.53	48.15	-5.78	69.32	21.17	55.56	-13.76	5
22	大蔵村	62.57	0.78	64.09	1.52	63.81	-0.28	2	27.12	-36.97	26.23	-0.89	45.90	19.67	45.65	-0.25	14
27	最上町	46.10	1.61	46.14	0.04	45.96	-0.18	22	11.11	-35.03	29.37	18.26	19.61	-9.76	15.65	-3.96	29
28	高畠町	49.86	4.89	50.60	0.74	52.08	1.48	13	50.23	-0.38	54.19	3.96	60.38	6.19	59.80	-0.58	4
29	川西町	40.29	2.13	40.89	0.60	42.61	1.72	26	50.00	9.11	43.36	-6.64	52.34	8.99	45.75	-6.59	13
30	白鷹町	56.15	2.98	57.37	1.21	58.68	1.31	4	18.95	-38.42	38.27	19.32	30.30	-7.97	34.39	4.09	23
31	飯豊町	44.97	2.88	45.15	0.18	53.98	8.82	10	64.04	18.89	54.55	-9.50	59.72	5.18	63.04	3.32	2
32	小国町	42.08	0.66	41.27	-0.81	43.27	2.00	25	10.00	-31.27	11.84	1.84	25.40	13.55	15.00	-10.40	30
36	三川町	68.16	0.31	68.03	-0.13	67.44	-0.59	1	40.00	-28.03	39.66	-0.34	44.07	4.41	55.56	11.49	5
44	遊佐町	56.58	0.18	58.70	2.11	58.17	-0.53	7	57.07	-1.63	51.37	-5.70	52.75	1.38	51.12	-1.62	10
45	庄内町	59.07	1.04	60.00	0.93	61.01	1.01	3	53.13	-6.86	42.66	-10.48	40.65	-2.01	32.99	-7.65	24
46	最上地区広域連合	44.67	1.68	44.46	-0.21	47.69	3.23	20	38.24	-6.21	42.30	4.05	50.40	8.10	37.79	-12.61	19
市町村平均		44.20	1.58	44.69	0.49	45.95	1.26	-	32.02	-12.67	31.48	-0.55	38.05	6.57	34.78	-3.27	-

※資料：山形県国民健康保険連合会調べ